

平成30年度

あまがさきの介護

**尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当**

『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	1
1	市勢	3
(1)	尼崎市の沿革	3
(2)	尼崎市の位置及び面積	3
2	高齢者の状況	4
(1)	高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	4
(2)	年代別高齢者人口と高齢化率	5
3	介護保険制度のあゆみ	6
4	組織図と事務分掌(平成31年4月1日現在)	7
II	被保険者	9
1	第1号被保険者数の年度別推移	11
2	第1号被保険者数の月別推移	12
III	保険料	13
1	年度別保険料(年額)の推移	15
2	保険料収納状況	21
(1)	現年度分	21
(2)	所得段階別 現年度分	22
(3)	滞納繰越分	23
(4)	所得段階別 滞納繰越分	23
(5)	口座振替加入率	24
(6)	減免状況	24
IV	認定審査	25
1	介護認定審査会	27
2	月別要支援・要介護認定申請状況	27
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	28
4	月別要介護度別認定者状況	29
5	年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)	31
6	年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～30年度末)	32
7	年度末・月別認定率	34
8	行政区別 要介護度別認定者状況	35

V	保険給付等	37
1	月別介護サービス利用者状況	39
	(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数	39
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	40
	(3) 施設別介護サービス利用者数	41
	(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	42
2	年度別介護サービス利用者状況	43
	(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数	43
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	43
	(3) 施設別介護サービス利用者数	43
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	44
	(1) 平成13～18年度 年度別支給額	44
	(2) 平成30年度月別支給額及び平成19～29年度支給額	45
4	負担割合証交付状況	52
5	減免認定状況	52
	(1) 食費・居住費に係る負担限度額認定	52
	(2) 利用者負担減額・免除認定	52
	(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	52
6	高額介護(予防)サービス費支給状況	53
7	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	53
8	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	54
9	一般施策	56
	(1) 社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業	56
	(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	56
VI	地域支援事業 1	57
1	総合事業	59
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	59
	(2) 生活支援サポーター養成研修	60
2	任意事業	61
	(1) 住宅改修支援事業	61
	(2) 介護相談員派遣事業	61
	(3) 介護給付適正化事業	61

VII	地域支援事業 2	63
1	介護予防事業	65
2	包括的支援事業	67
(1)	地域包括支援センターの設置状況	67
(2)	総合相談支援、権利擁護業務	68
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	68
(4)	生活支援サービス体制整備	70
(5)	医療・介護連携推進	70
(6)	認知症総合支援事業	70
3	任意事業	72
(1)	家族介護慰労事業	72
(2)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	72
(3)	徘徊高齢者家族支援サービス事業	72
(4)	高齢者向けグループハウス運営事業	73
(5)	高齢者自立支援型食事サービス事業	73
(6)	住宅改造相談事業	73
(7)	家族介護用品支給事業	73
(8)	介護マーク普及事業	73
(9)	成年後見制度利用支援事業	74
(10)	高齢者緊急一時保護事業	74
(11)	権利擁護推進事業	74
VIII	その他	75
1	広報活動	77
(1)	パンフレットの作成・配布	77
(2)	保険料のしおり	77
(3)	介護保険だよりの発行	77
(4)	市報あまがさきへの掲載	77
(5)	市民への説明(市政出前講座)等	77
(6)	ホームページへの掲載	77
2	苦情相談件数	77
3	尼崎市内 介護保険事業所・施設数	78
(1)	介護保険事業所・施設数	78
(2)	市内の介護保険施設	79
(3)	市内の地域密着型サービス事業所	80

4	尼崎市地域包括支援センター運営部会	81
(1)	設置年月日	81
(2)	設置目的	81
(3)	組織	81
(4)	所掌事項	81
(5)	平成30年度開催回数	81
(6)	地域包括支援センターについて	81
5	尼崎市地域密着型サービス運営部会	82
(1)	設置年月日	82
(2)	設置目的	82
(3)	組織	82
(4)	所掌事項	82
(5)	平成30年度開催回数	82
6	尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会	83
(1)	設置年月日	83
(2)	設置目的	83
(3)	組織	83
(4)	所掌事項	83
(5)	平成30年度開催回数	83
7	在宅医療・介護連携推進部会	84
(1)	設置年月日	84
(2)	設置目的	84
(3)	組織	84
(4)	所掌事項	84
(5)	平成30年度開催回数	84
8	尼崎居宅介護支援事業連絡会	85
(1)	設立	85
(2)	目的	85
(3)	会員数	85
(4)	主な活動内容	85
IX	財政・条例等	87
1	財政	89
(1)	平成30年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	89
(2)	令和元年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	89
(3)	介護保険事業に係る基金の状況	90
2	条例等	91
(1)	尼崎市介護保険条例	91
(2)	尼崎市介護保険規則	105
(3)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	110

I 一般狀況

1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.72平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%
40歳以上	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%
65歳以上	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%
75歳以上	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%

区 分	平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%
40歳以上	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%
65歳以上	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%
75歳以上	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%

区 分	平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,933	100.0%	460,245	100.0%	457,216	100.0%	457,216	100.0%
40歳以上	252,580	54.9%	255,924	55.6%	261,433	57.2%	261,433	57.2%
65歳以上	101,276	22.0%	103,862	22.6%	107,140	23.4%	107,140	23.4%
75歳以上	42,603	9.3%	44,780	9.7%	49,111	10.7%	49,111	10.7%

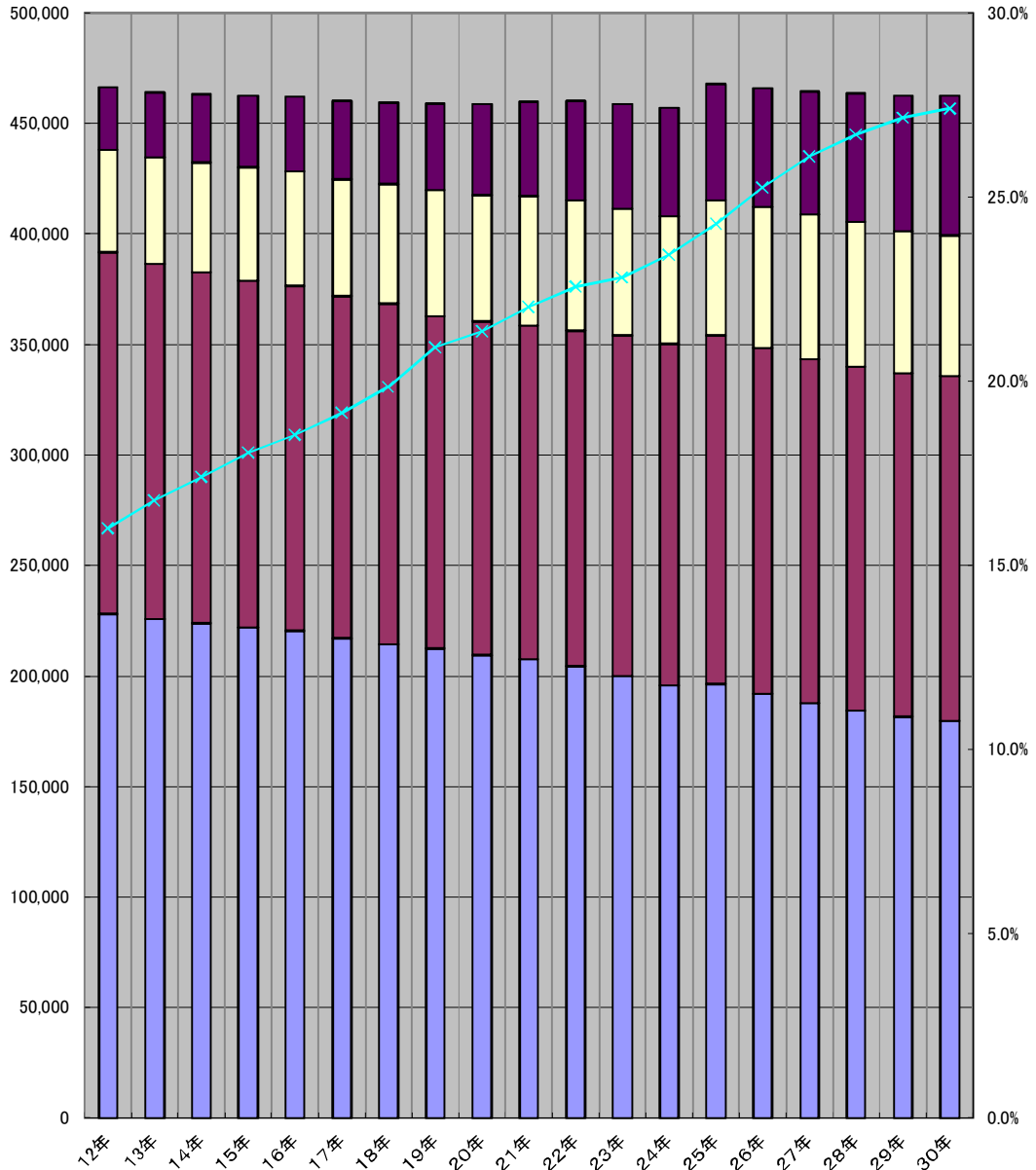
区 分	平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末		平成28年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%	463,662	100.0%
40歳以上	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%	279,352	60.2%
65歳以上	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%	123,772	26.7%
75歳以上	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%	58,228	12.6%

区 分	平成29年3月末A		平成30年3月末B		平成31年3月末B		前年度末比
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	B/A
総人口	462,520	100.0%	462,476	100.0%	462,934	100.0%	100.1%
40歳以上	280,934	60.7%	282,712	61.1%	283,958	61.3%	100.4%
65歳以上	125,574	27.1%	126,789	27.4%	127,410	27.5%	100.5%
75歳以上	61,137	13.2%	63,315	13.7%	65,513	14.2%	103.5%

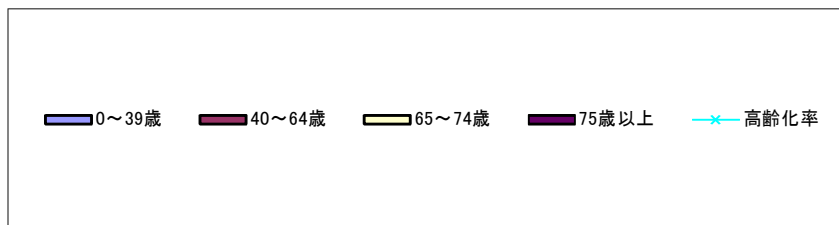
単位:人

高齢化率

(2)年代別高齢者人口と高齢化率



※各年3月末時



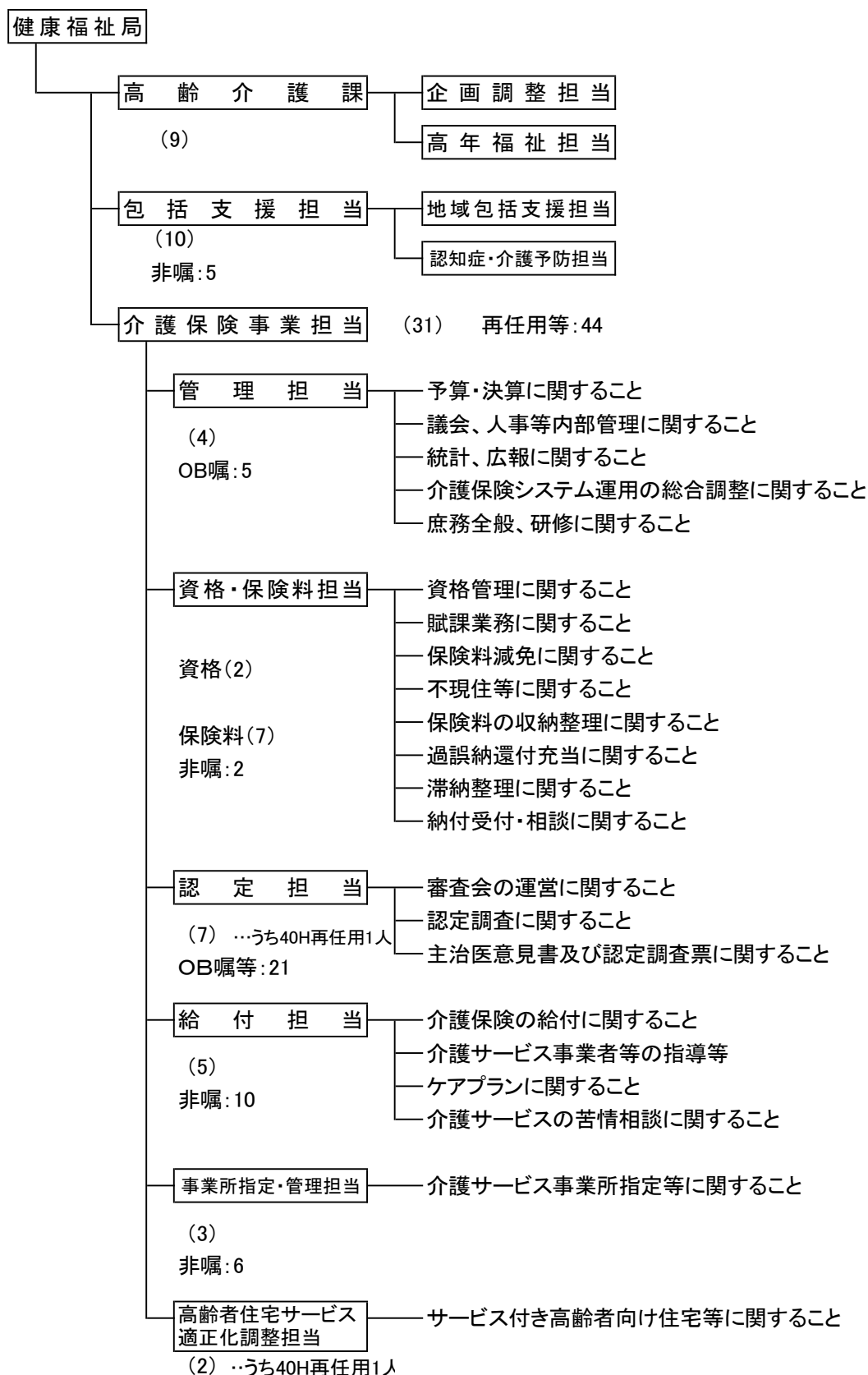
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H 26 . 4 . 1	介護保険法改正(地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H 27 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27 . 4 . 1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H 29 . 4 . 1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H 30 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 30 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正

4 組織図と事務分掌

組織図(平成31年4月1日現在)

※ ()内は職員数



※ 健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。

Ⅲ 被保險者

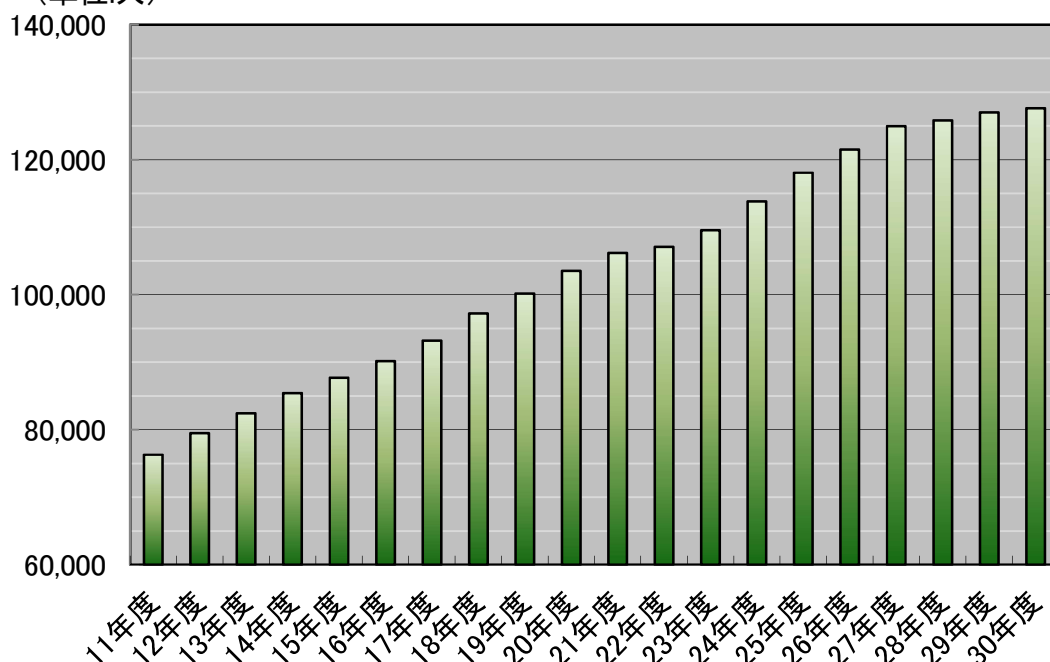
1 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度(a)	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
30年度(b)	127,638	1,008	5,190	9	58	927	21	4,644	11	23
前年度比 (b)/(a)	100.5%	101.4%	92.0%	225.0%	69.0%	105.1%	34.4%	101.2%	78.6%	153.3%

注) 被保険者数は年度末現在の人数

(単位:人)



2 第1号被保険者数の月別推移

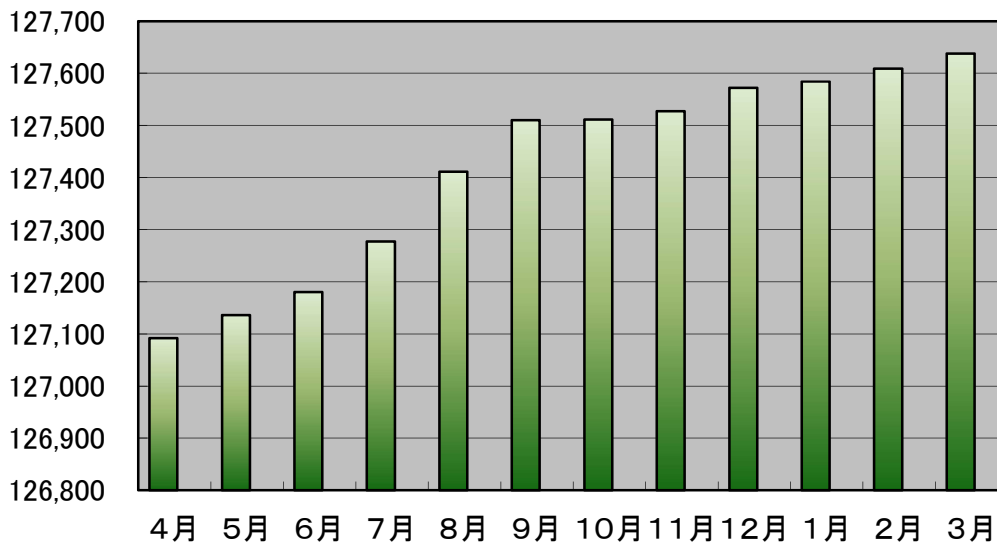
平成30年度

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
4月	127,092	91	445	0	5	94	8	345	0	1
5月	127,136	98	385	0	6	76	0	366	2	1
6月	127,180	79	370	1	5	72	1	337	0	1
7月	127,277	91	448	2	7	69	1	380	1	0
8月	127,411	77	502	1	4	79	2	364	2	3
9月	127,510	81	403	2	7	56	0	335	2	1
10月	127,511	91	398	0	4	95	0	392	1	4
11月	127,527	81	409	0	3	93	4	378	1	1
12月	127,572	88	449	0	2	86	2	404	2	0
1月	127,584	74	530	0	4	57	1	536	0	2
2月	127,609	71	411	1	7	60	1	403	0	1
3月	127,638	86	440	2	4	90	1	404	0	8
合計	-	1,008	0	9	58	927	21	4,644	11	23

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人)



Ⅲ 保險料

1 年度別保険料(年額)の推移

平成30年度の保険料等(平成30年度～令和2年度(予定))

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500 (0.450)	38,472 (34,625)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の**第1段階**の保険料は次のとおりです。

平成30年度の保険料等(平成30年度～令和2年度(予定))

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
38,472円	3,206円	0.5	34,625円	2,885円	0.45

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

1 年度別保険料(年額)の推移

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	H24: 1.333	85,458
		H25: 1.417	90,804
		H26: 1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.750	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の**第1段階**の保険料は次のとおりです。

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入 と合計所得金額の合計が80万円を超え120 万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されている が、本人は市民税非課税であり、本人の 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されている が、本人は市民税非課税であり、本人の 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変 緩和措置対象者	H24	1.3333 85,458
		H25	1.4167 90,804
		H26	1.5 96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	112,167

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されている が、本人は市民税非課税であり、本人の 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されている が、本人は市民税非課税であり、本人の 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されて いるが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

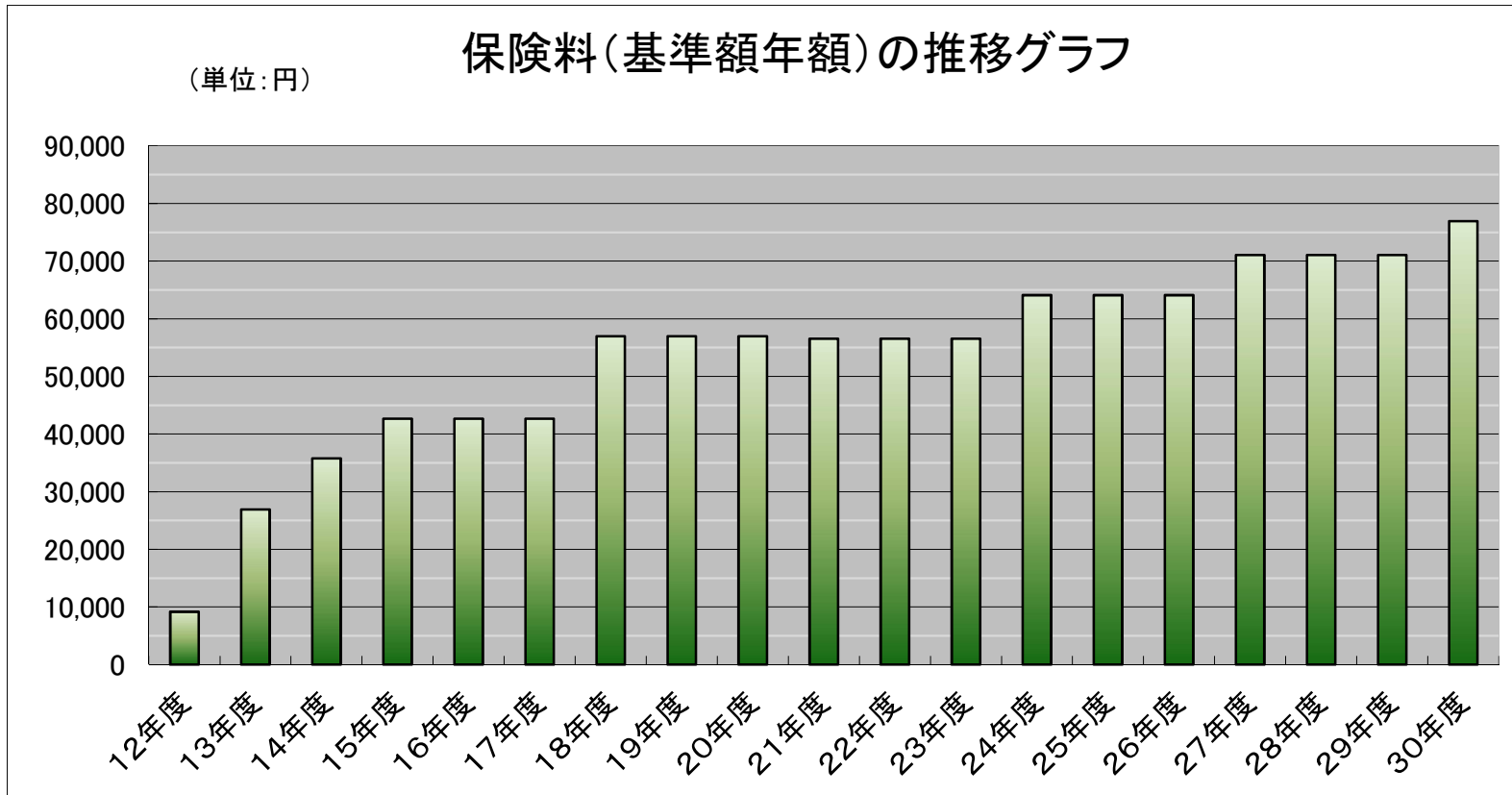
平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

従来 of 段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、
平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。
軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

年度	内訳 徴収区分	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
12	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
13	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	特別徴収	97,058	5,122,275,644	97,058	5,122,275,644	0	0	100.00
	普通徴収	20,899	709,017,502	18,489	595,883,204	3,520	113,134,298	84.04
	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	特別徴収	100,231	5,888,502,235	100,231	5,888,502,235	0	0	100.00
	普通徴収	23,857	907,624,337	21,230	770,361,152	3,867	137,263,185	84.88
	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	特別徴収	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00
	普通徴収	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90
	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00
	普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92
	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00
	普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51
	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00
	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65
	合 計	137,566	8,390,108,570	117,398	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36
30	特別徴収	117,398	8,206,410,794	117,398	8,206,410,794	0	0	100.00
	普通徴収	20,299	940,094,715	18,350	816,473,753	2,991	123,620,962	86.85
	合 計	137,697	9,146,505,509	135,748	9,022,884,547	2,991	123,620,962	98.65

※各年度分とも翌年度5月末現在

(2) 所得段階別 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

段階	内訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	26,000	850,717,347	26,000	850,717,347	0	0	100.00
	普徴	9,368	278,780,666	8,502	247,734,721	1,414	31,045,945	88.86
	計	35,368	1,129,498,013	34,502	1,098,452,068	1,414	31,045,945	97.25
2	特徴	11,700	592,858,952	11,700	592,858,952	0	0	100.00
	普徴	638	19,856,937	569	16,634,297	99	3,222,640	83.77
	計	12,338	612,715,889	12,269	609,493,249	99	3,222,640	99.47
3	特徴	11,230	624,476,420	11,230	624,476,420	0	0	100.00
	普徴	613	20,900,846	529	16,450,540	116	4,450,306	78.71
	計	11,843	645,377,266	11,759	640,926,960	116	4,450,306	99.31
4	特徴	13,516	887,900,808	13,516	887,900,808	0	0	100.00
	普徴	2,911	140,396,769	2,622	119,266,058	406	21,130,711	84.95
	計	16,427	1,028,297,577	16,138	1,007,166,866	406	21,130,711	97.95
5	特徴	12,452	938,891,430	12,452	938,891,430	0	0	100.00
	普徴	449	19,036,177	403	15,668,832	62	3,367,345	82.31
	計	12,901	957,927,607	12,855	954,560,262	62	3,367,345	99.65
6	特徴	14,484	1,278,284,864	14,484	1,278,284,864	0	0	100.00
	普徴	1,964	117,815,809	1,685	92,603,918	396	25,211,891	78.60
	計	16,448	1,396,100,673	16,169	1,370,888,782	396	25,211,891	98.19
7	特徴	15,096	1,442,728,835	15,096	1,442,728,835	0	0	100.00
	普徴	1,739	111,462,400	1,564	93,588,806	275	17,873,594	83.96
	計	16,835	1,554,191,235	16,660	1,536,317,641	275	17,873,594	98.85
8	特徴	6,598	724,565,350	6,598	724,565,350	0	0	100.00
	普徴	1,127	81,686,335	1,036	71,724,755	133	9,961,580	87.81
	計	7,725	806,251,685	7,634	796,290,105	133	9,961,580	98.76
9	特徴	2,537	316,330,044	2,537	316,330,044	0	0	100.00
	普徴	501	40,873,164	471	37,169,304	47	3,703,860	90.94
	計	3,038	357,203,208	3,008	353,499,348	47	3,703,860	98.96
10	特徴	1,754	232,598,464	1,754	232,598,464	0	0	100.00
	普徴	447	42,925,849	434	40,740,734	27	2,185,115	94.91
	計	2,201	275,524,313	2,188	273,339,198	27	2,185,115	99.21
11	特徴	666	94,421,357	666	94,421,357	0	0	100.00
	普徴	147	14,921,642	147	14,588,926	4	332,716	97.77
	計	813	109,342,999	813	109,010,283	4	332,716	99.70
12	特徴	347	53,098,368	347	53,098,368	0	0	100.00
	普徴	85	9,564,099	84	9,380,318	2	183,781	98.08
	計	432	62,662,467	431	62,478,686	2	183,781	99.71
13	特徴	223	35,776,355	223	35,776,355	0	0	100.00
	普徴	60	7,273,653	59	7,253,894	2	19,759	99.73
	計	283	43,050,008	282	43,030,249	2	19,759	99.95
14	特徴	795	133,762,200	795	133,762,200	0	0	100.00
	普徴	250	34,600,369	245	33,668,650	8	931,719	97.31
	計	1,045	168,362,569	1,040	167,430,850	8	931,719	99.45

※各翌年度5月末現在

(3) 滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23
平成30年度	4,479	280,472,127	1,151	28,207,671	2,593	109,039,933	3,122	143,224,523	10.06

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

(4) 所得段階別 滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1段階	3,825	69,829,721	552	6,321,107	2,054	29,421,723	2,223	34,086,891	9.05
2段階	318	7,928,834	64	913,686	162	3,223,888	166	3,791,260	11.52
3段階	352	10,375,395	71	1,216,708	182	4,361,301	196	4,797,386	11.73
4段階	1,290	50,166,005	223	4,871,806	660	19,706,310	775	25,587,889	9.71
5段階	217	7,961,114	53	1,308,074	100	2,827,293	120	3,825,747	16.43
6段階	1,152	55,423,697	184	4,116,425	587	21,347,562	695	29,959,710	7.43
7段階	87	3,836,716	23	317,429	42	1,628,170	53	1,891,117	8.27
8段階	652	33,358,820	132	3,714,612	294	11,506,486	392	18,137,722	11.14
9段階	424	25,851,922	85	2,617,241	189	9,148,372	260	14,086,309	10.12
10段階	119	8,197,457	20	795,023	56	3,329,378	71	4,073,056	9.70
11段階	65	3,564,670	25	768,753	23	1,088,389	32	1,707,528	21.57
12段階	16	820,342	4	141,543	6	360,525	8	318,274	17.25
13段階	9	718,065	5	294,916	4	280,674	2	142,475	41.07
14段階	28	2,439,369	14	810,348	12	809,862	12	819,159	33.22
合 計	8,554	280,472,127	1,455	28,207,671	4,371	109,039,933	5,005	143,224,523	10.06

※3月末現在

※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

(5)口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成25年度	20.40
平成26年度	20.51
平成27年度	20.97
平成28年度	21.45
平成29年度	20.93
平成30年度	22.41

(6)減免状況

内訳		年度	28年度	29年度	30年度
被災	件数		6	8	25
	金額		244,755	279,101	942,011
所得激減	件数		224	222	222
	金額		3,238,471	3,376,755	3,496,001
生活困窮	件数		260	238	244
	金額		3,422,505	3,111,289	3,458,678
制度的	件数		0	0	0
	金額		0	0	0
その他	件数		38	36	28
	金額		658,909	695,843	513,557
合計	件数		528	504	519
	金額		7,564,640	7,462,988	8,410,247

IV 認定審査

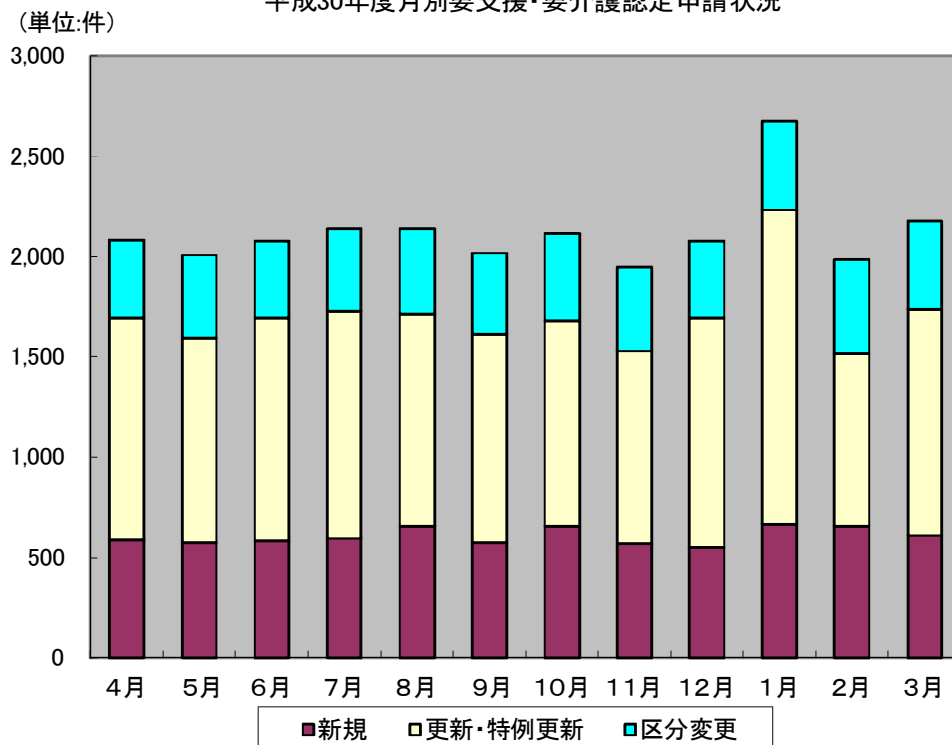
1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	40合議体
委員数及び内訳	167人（医療 112人・保健 24人・福祉 31人）（平成31年3月31日現在）
1回の審査件数	約 50件
開催日時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 445回（H29年度474回）
認定処理件数	計25,067件（介護扶助にかかる審査判定234件数件を除く H29年度27,059件）

2 月別要支援・要介護認定申請状況

	申請件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
4月	2,081	586	1,109	386
5月	2,006	574	1,022	410
6月	2,078	583	1,111	384
7月	2,138	596	1,129	413
8月	2,141	660	1,052	429
9月	2,017	572	1,041	404
10月	2,114	658	1,021	435
11月	1,948	571	960	417
12月	2,080	549	1,144	387
1月	2,676	667	1,564	445
2月	1,985	656	858	471
3月	2,176	611	1,125	440
合計	25,440	7,283	13,136	5,021

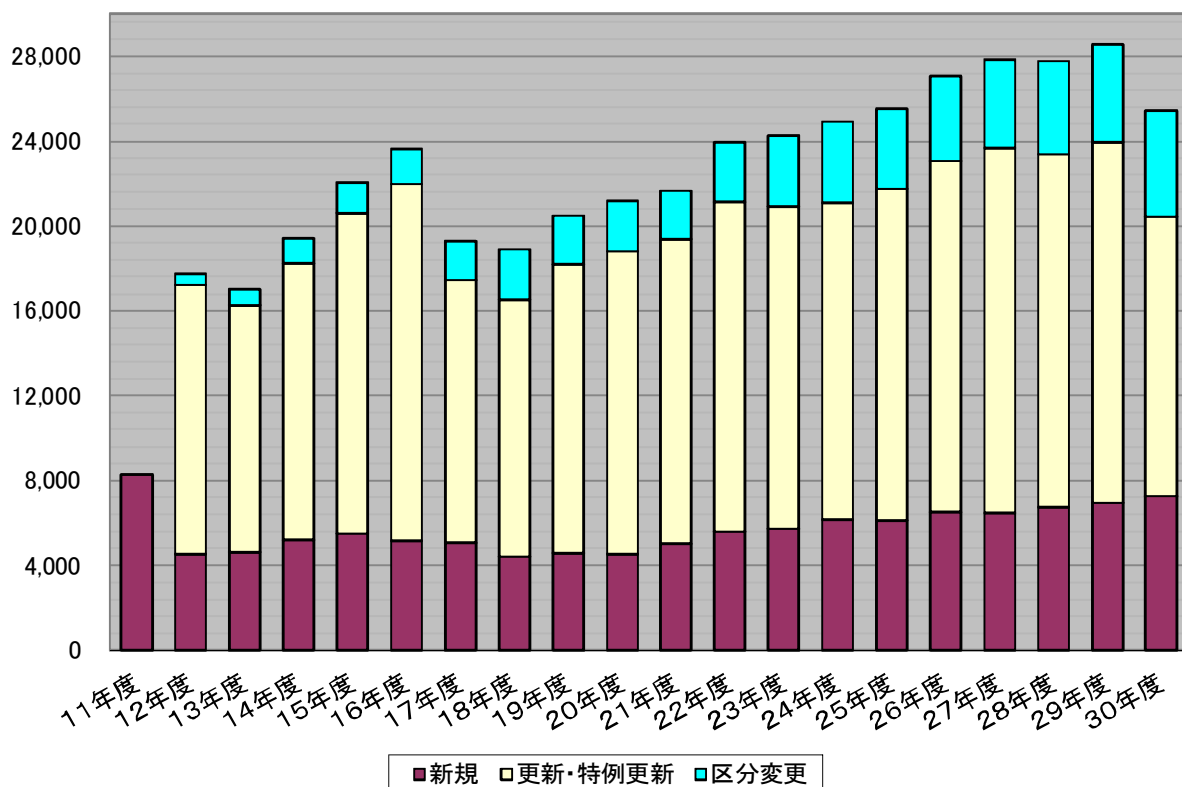
平成30年度月別要支援・要介護認定申請状況



3 年度別要支援・要介護認定申請状況

	申請件数	申請区分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
12年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
16年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
17年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
20年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
22年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
23年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
28年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
29年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%
30年度	25,440	7,283	28.63%	13,136	51.64%	5,021	19.74%

年度別 要支援・要介護認定申請状況



4 月別要介護度別認定者状況

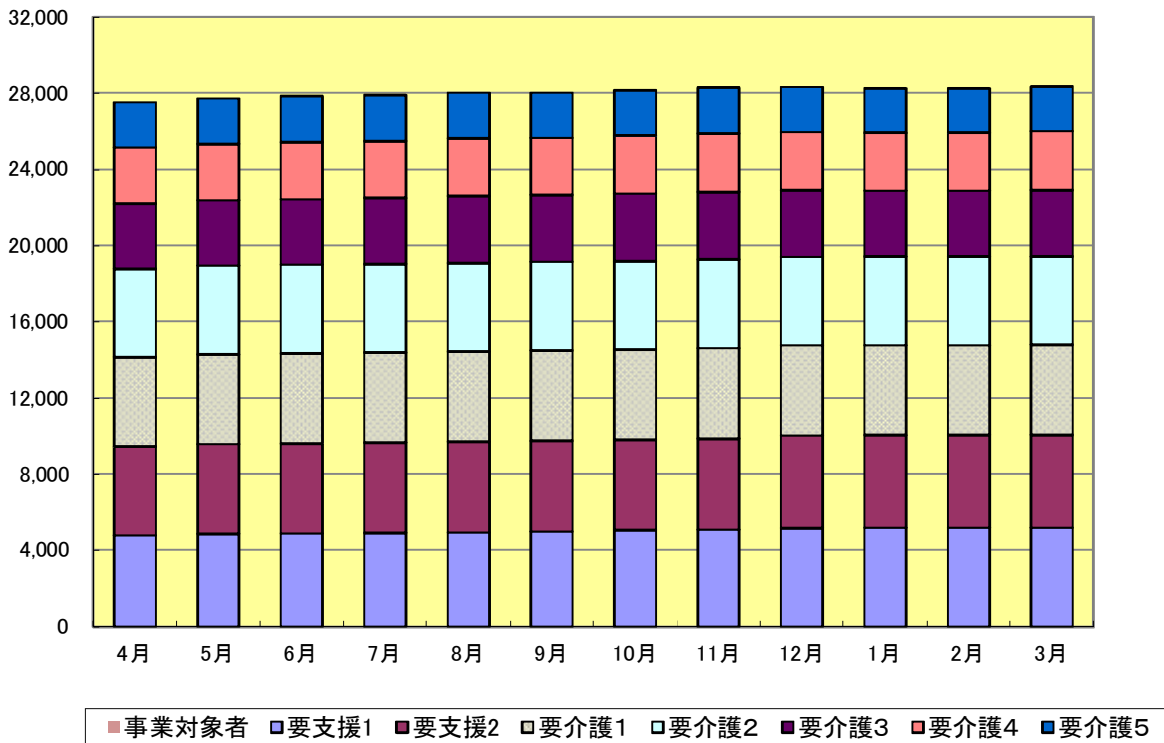
(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	6	4,758	4,539	9,297	4,625	4,532	3,343	2,891	2,295	26,989
	65歳～74歳	2	747	793	1,540	512	701	392	387	308	3,842
	75歳以上	4	4,011	3,746	7,757	4,113	3,831	2,951	2,504	1,987	23,147
	第2号		43	110	153	68	109	63	68	76	537
	小計	6	4,801	4,649	9,450	4,693	4,641	3,406	2,959	2,371	27,526
5月末	第1号	3	4,842	4,597	9,439	4,636	4,551	3,364	2,893	2,317	27,203
	65歳～74歳	2	759	825	1,584	508	700	386	387	307	3,874
	75歳以上	1	4,083	3,772	7,855	4,128	3,851	2,978	2,506	2,010	23,329
	第2号		40	108	148	67	113	61	66	71	526
	小計	3	4,882	4,705	9,587	4,703	4,664	3,425	2,959	2,388	27,729
6月末	第1号	5	4,857	4,607	9,464	4,646	4,564	3,368	2,915	2,352	27,314
	65歳～74歳	2	761	823	1,584	511	714	396	381	315	3,903
	75歳以上	3	4,096	3,784	7,880	4,135	3,850	2,972	2,534	2,037	23,411
	第2号		46	104	150	70	106	62	68	70	526
	小計	5	4,903	4,711	9,614	4,716	4,670	3,430	2,983	2,422	27,840
7月末	第1号	5	4,873	4,630	9,503	4,669	4,542	3,400	2,927	2,349	27,395
	65歳～74歳	2	759	835	1,594	516	719	398	381	321	3,931
	75歳以上	3	4,114	3,795	7,909	4,153	3,823	3,002	2,546	2,028	23,464
	第2号		50	104	154	64	101	64	65	69	517
	小計	5	4,923	4,734	9,657	4,733	4,643	3,464	2,992	2,418	27,912
8月末	第1号	5	4,905	4,654	9,559	4,666	4,543	3,442	2,955	2,329	27,499
	65歳～74歳	2	756	833	1,589	522	714	401	383	316	3,927
	75歳以上	3	4,149	3,821	7,970	4,144	3,829	3,041	2,572	2,013	23,572
	第2号		48	103	151	66	103	68	63	68	519
	小計	5	4,953	4,757	9,710	4,732	4,646	3,510	3,018	2,397	28,018
9月末	第1号	5	4,941	4,652	9,593	4,696	4,543	3,452	2,928	2,299	27,516
	65歳～74歳	2	765	836	1,601	524	700	392	378	317	3,914
	75歳以上	3	4,176	3,816	7,992	4,172	3,843	3,060	2,550	1,982	23,602
	第2号		49	101	150	65	98	70	63	71	517
	小計	5	4,990	4,753	9,743	4,761	4,641	3,522	2,991	2,370	28,033
10月末	第1号	4	5,031	4,640	9,671	4,668	4,526	3,477	2,982	2,312	27,640
	65歳～74歳	2	776	832	1,608	514	696	396	379	321	3,916
	75歳以上	2	4,255	3,808	8,063	4,154	3,830	3,081	2,603	1,991	23,724
	第2号		50	101	151	64	99	71	61	71	517
	小計	4	5,081	4,741	9,822	4,732	4,625	3,548	3,043	2,383	28,157
11月末	第1号	3	5,043	4,682	9,725	4,688	4,546	3,471	3,014	2,328	27,775
	65歳～74歳	1	769	828	1,597	529	692	411	363	317	3,910
	75歳以上	2	4,274	3,854	8,128	4,159	3,854	3,060	2,651	2,011	23,865
	第2号		52	97	149	64	100	72	63	71	519
	小計	3	5,095	4,779	9,874	4,752	4,646	3,543	3,077	2,399	28,294
12月末	第1号	3	5,115	4,764	9,879	4,670	4,543	3,428	2,990	2,301	27,814
	65歳～74歳	1	775	861	1,636	515	680	412	357	321	3,922
	75歳以上	2	4,340	3,903	8,243	4,155	3,863	3,016	2,633	1,980	23,892
	第2号		59	97	156	61	99	65	64	72	517
	小計	3	5,174	4,861	10,035	4,731	4,642	3,493	3,054	2,373	28,331

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	2	5,147	4,742	9,889	4,663	4,546	3,397	2,977	2,269	27,743
	65歳～74歳	0	773	850	1,623	504	666	399	348	309	3,849
	75歳以上	2	4,374	3,892	8,266	4,159	3,880	2,998	2,629	1,960	23,894
	第2号		59	101	160	61	102	64	60	74	521
	小計	2	5,206	4,843	10,049	4,724	4,648	3,461	3,037	2,343	28,264
2月末	第1号	2	5,132	4,770	9,902	4,656	4,548	3,389	2,990	2,259	27,746
	65歳～74歳	0	764	844	1,608	509	664	388	351	315	3,835
	75歳以上	2	4,368	3,926	8,294	4,147	3,884	3,001	2,639	1,944	23,911
	第2号		61	102	163	60	102	60	60	73	518
	小計	2	5,193	4,872	10,065	4,716	4,650	3,449	3,050	2,332	28,264
3月末	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	516
	小計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	28,351

平成30年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)

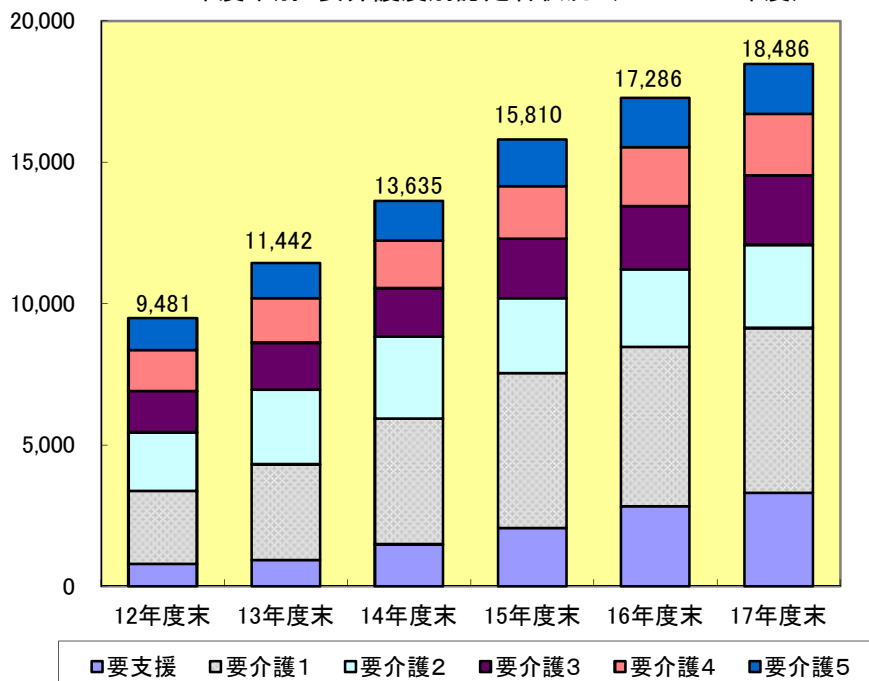


5 年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)

(単位:人)

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788	2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191	577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597	1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7	83	97	70	64	66	387
	小計	795	2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919	3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234	762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685	2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5	86	140	83	75	67	456
	小計	924	3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465	4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381	1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084	3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18	122	141	85	76	77	519
	小計	1,483	4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031	5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553	1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478	4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33	167	120	107	84	85	596
	小計	2,064	5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782	5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738	1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044	4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55	179	116	112	89	90	641
	小計	2,837	5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255	5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829	1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426	4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58	176	130	120	94	94	672
	小計	3,313	5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486

(単位:人) 年度末別 要介護度別認定者状況 (H12～H17年度)

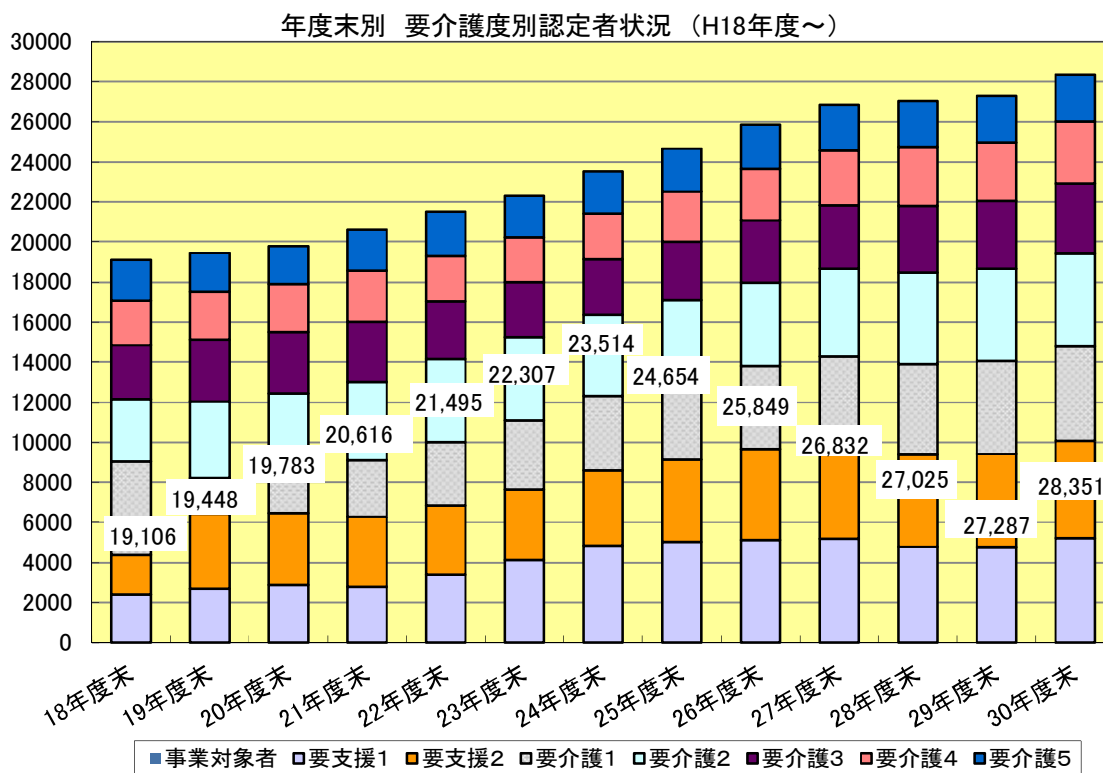


6 年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～30年度末)

(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18年度末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	677
	小計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19年度末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	656
	小計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20年度末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	629
	小計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21年度末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	653
	小計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22年度末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	661
	小計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23年度末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	684
	小計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24年度末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	673
	小計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
25年度末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	627
	小計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
26年度末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	600
	小計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
27年度末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	581
	小計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832
28年度末A	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025
29年度末B	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	526
	小計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287
30年度末B	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	516
	小計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	28,351
前年度比 B/A	第1号	28.6%	109.0%	105.1%	107.1%	101.9%	100.6%	102.9%	107.4%	99.7%	104.0%
	65歳～74歳	0.0%	102.6%	104.9%	103.8%	99.2%	94.7%	99.0%	96.8%	102.0%	100.2%
	75歳以上	40.0%	110.2%	105.2%	107.8%	102.3%	101.7%	103.4%	109.0%	99.4%	104.7%
	第2号		131.8%	89.4%	101.3%	100.0%	94.3%	96.8%	95.4%	98.6%	98.1%
	小計	28.6%	109.2%	104.7%	107.0%	101.9%	100.5%	102.8%	107.1%	99.7%	103.9%



7 年度末別認定率

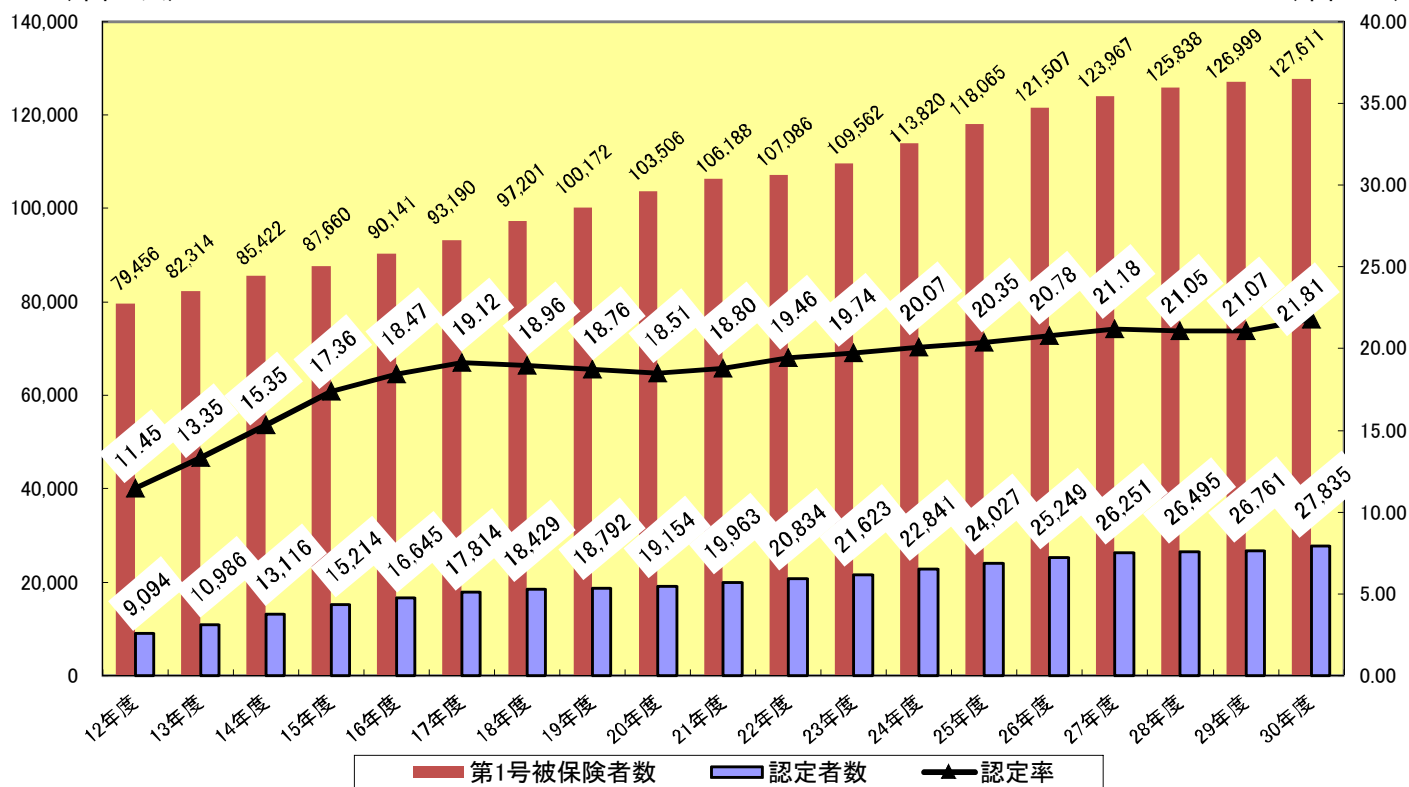
(単位:人)

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49
30年度	127,611	27,835	516	28,351	21.81	22.22

(単位:人)

年度末別 第1号被保険者数と認定者数(1号)及び認定率

(単位:%)



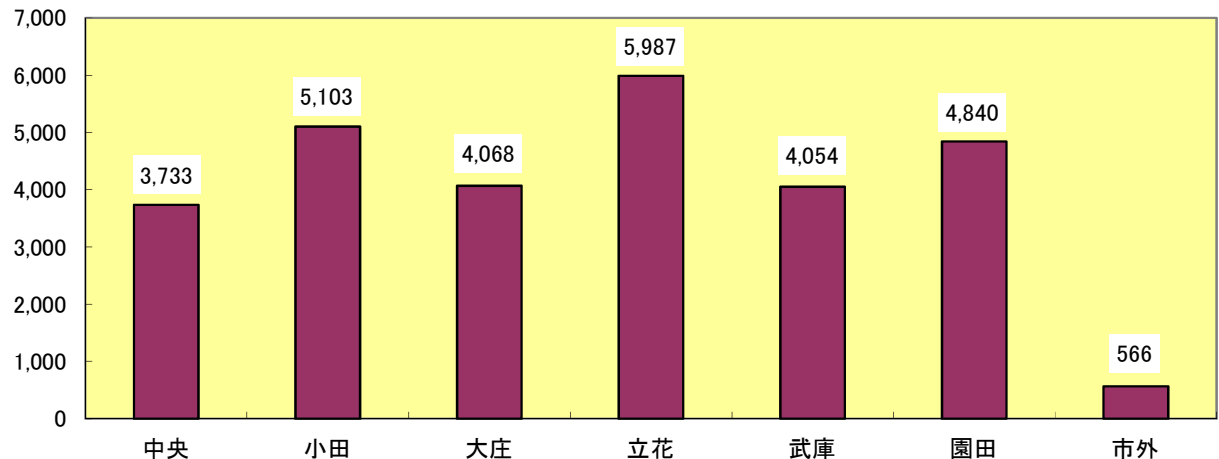
8 行政区別 要介護度別認定者状況(平成31年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
地区											
中 央	第1号	0	619	650	1,269	590	624	477	405	303	3,668
	65歳~74歳	0	96	117	213	81	87	57	50	49	537
	75歳以上	0	523	533	1,056	509	537	420	355	254	3,131
	第2号	14	8	22	12	8	11	6	6	6	65
小計		0	633	658	1,291	602	632	488	411	309	3,733
小 田	第1号	1	874	861	1,735	828	821	640	577	394	4,996
	65歳~74歳	0	140	164	304	74	114	80	63	48	683
	75歳以上	1	734	697	1,431	754	707	560	514	346	4,313
	第2号	9	22	31	12	24	10	13	17	17	107
小計		1	883	883	1,766	840	845	650	590	411	5,103
大 庄	第1号	0	657	676	1,333	707	682	487	442	346	3,997
	65歳~74歳	0	101	137	238	86	119	66	52	45	606
	75歳以上	0	556	539	1,095	621	563	421	390	301	3,391
	第2号	4	17	21	5	13	10	11	11	11	71
小計		0	661	693	1,354	712	695	497	453	357	4,068
立 花	第1号	0	1,199	1,057	2,256	991	899	695	596	448	5,885
	65歳~74歳	0	191	159	350	101	116	74	70	67	778
	75歳以上	0	1,008	898	1,906	890	783	621	526	381	5,107
	第2号	14	20	34	16	14	14	11	13	13	102
小計		0	1,213	1,077	2,290	1,007	913	709	607	461	5,987
武 庫	第1号	0	760	678	1,438	695	649	469	424	308	3,983
	65歳~74歳	0	93	110	203	69	88	46	55	40	501
	75歳以上	0	667	568	1,235	626	561	423	369	268	3,482
	第2号	5	10	15	11	15	6	10	14	14	71
小計		0	765	688	1,453	706	664	475	434	322	4,054
園 田	第1号	1	998	797	1,795	779	773	551	466	380	4,745
	65歳~74歳	0	136	154	290	94	126	58	53	55	676
	75歳以上	1	862	643	1,505	685	647	493	413	325	4,069
	第2号	12	23	35	8	23	9	10	10	10	95
小計		1	1,010	820	1,830	787	796	560	476	390	4,840
市 外	第1号	0	44	38	82	83	76	107	122	91	561
	65歳~74歳	0	1	1	2	7	7	10	15	9	50
	75歳以上	0	43	37	80	76	69	97	107	82	511
	第2号	0	1	1	1	0	2	0	1	1	5
小計		0	44	39	83	83	78	107	123	92	566
総 数	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	27,835
	65歳~74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	24,004
	第2号	58	101	159	64	99	60	62	72	72	516
合計		2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	28,351

(単位:人)

行政区別認定者数



V 保險給付等

1 月別介護サービス利用者状況

(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	1,427	2,309	3,736	3,707	3,810	2,221	1,574	1,178	16,226
	第2号	13	59	72	49	91	46	41	44	343
	小計	1,440	2,368	3,808	3,756	3,901	2,267	1,615	1,222	16,569
5月	第1号	1,310	2,306	3,616	3,740	3,838	2,243	1,571	1,163	16,171
	第2号	14	60	74	47	87	44	46	42	340
	小計	1,324	2,366	3,690	3,787	3,925	2,287	1,617	1,205	16,511
6月	第1号	1,321	2,289	3,610	3,762	3,876	2,251	1,625	1,170	16,294
	第2号	14	58	72	52	91	42	46	41	344
	小計	1,335	2,347	3,682	3,814	3,967	2,293	1,671	1,211	16,638
7月	第1号	1,360	2,340	3,700	3,792	3,915	2,291	1,645	1,200	16,543
	第2号	13	60	73	49	97	42	48	41	350
	小計	1,373	2,400	3,773	3,841	4,012	2,333	1,693	1,241	16,893
8月	第1号	1,380	2,338	3,718	3,812	3,947	209	1,649	1,202	14,537
	第2号	13	59	72	42	94	42	44	39	333
	小計	1,393	2,397	3,790	3,854	4,041	251	1,693	1,241	14,870
9月	第1号	1,372	2,382	3,754	3,821	3,934	2,317	1,636	1,218	16,680
	第2号	16	55	71	47	90	43	46	39	336
	小計	1,388	2,437	3,825	3,868	4,024	2,360	1,682	1,257	17,016
10月	第1号	1,368	2,357	3,725	3,816	3,896	2,337	1,620	1,225	16,619
	第2号	17	61	78	49	90	41	42	39	339
	小計	1,385	2,418	3,803	3,865	3,986	2,378	1,662	1,264	16,958
11月	第1号	1,396	2,359	3,755	3,846	3,910	2,347	1,636	1,216	16,710
	第2号	14	57	71	47	86	42	38	38	322
	小計	1,410	2,416	3,826	3,893	3,996	2,389	1,674	1,254	17,032
12月	第1号	1,434	2,379	3,813	3,826	3,910	2,366	1,685	1,236	16,836
	第2号	16	59	75	50	88	47	46	41	347
	小計	1,450	2,438	3,888	3,876	3,998	2,413	1,731	1,277	17,183
1月	第1号	1,440	2,405	3,845	3,806	3,934	2,360	1,721	1,238	16,904
	第2号	17	61	78	53	87	43	43	43	347
	小計	1,457	2,466	3,923	3,859	4,021	2,403	1,764	1,281	17,251
2月	第1号	1,471	2,413	3,884	3,756	3,934	2,330	1,702	1,237	16,843
	第2号	17	64	81	44	89	46	43	43	346
	小計	1,488	2,477	3,965	3,800	4,023	2,376	1,745	1,280	17,189
3月	第1号	1,502	2,435	3,937	3,746	3,910	2,295	1,646	1,230	16,764
	第2号	13	59	72	49	91	46	41	44	343
	小計	1,515	2,494	4,009	3,795	4,001	2,341	1,687	1,274	17,107
累計	第1号	16,781	28,312	45,093	45,430	46,814	25,567	19,710	14,513	197,127
	第2号	177	712	889	578	1,081	524	524	494	4,090
	合計	16,958	29,024	45,982	46,008	47,895	26,091	20,234	15,007	201,217

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	7	14	21	902	850	564	396	269	3,002
	第2号	0	0	0	8	11	5	3	7	34
	小計	7	14	21	910	861	569	399	276	3,036
5月	第1号	9	17	26	907	879	572	404	257	3,045
	第2号	0	0	0	8	9	5	4	6	32
	小計	9	17	26	915	888	577	408	263	3,077
6月	第1号	9	19	28	930	908	585	421	266	3,138
	第2号	0	0	0	8	11	5	7	7	38
	小計	9	19	28	938	919	590	428	273	3,176
7月	第1号	8	20	28	930	902	599	421	274	3,154
	第2号	0	0	0	9	11	5	7	5	37
	小計	8	20	28	939	913	604	428	279	3,191
8月	第1号	11	22	33	964	928	609	431	274	3,239
	第2号	0	0	0	8	10	5	6	5	34
	小計	11	22	33	972	938	614	437	279	3,273
9月	第1号	12	17	29	969	927	614	419	278	3,236
	第2号	0	0	0	7	13	5	9	6	40
	小計	12	17	29	976	940	619	428	284	3,276
10月	第1号	12	20	32	968	909	613	419	287	3,228
	第2号	0	0	0	9	13	6	4	5	37
	小計	12	20	32	977	922	619	423	292	3,265
11月	第1号	13	17	30	956	900	622	404	278	3,190
	第2号	0	1	1	8	12	6	6	6	39
	小計	13	18	31	964	912	628	410	284	3,229
12月	第1号	13	13	26	977	937	644	406	299	3,289
	第2号	0	0	0	8	13	8	7	7	43
	小計	13	13	26	985	950	652	413	306	3,332
1月	第1号	14	13	27	960	946	653	402	298	3,286
	第2号	0	0	0	7	15	8	6	6	42
	小計	14	13	27	967	961	661	408	304	3,328
2月	第1号	14	15	29	964	950	648	397	295	3,283
	第2号	0	0	0	7	13	9	7	6	42
	小計	14	15	29	971	963	657	404	301	3,325
3月	第1号	15	14	29	954	914	654	390	291	3,232
	第2号	0	0	0	8	12	8	7	6	41
	小計	15	14	29	962	926	662	397	297	3,273
累計	第1号	137	201	338	11,381	10,950	7,377	4,910	3,366	38,322
	第2号	0	1	1	95	143	75	73	72	459
	合計	137	202	339	11,476	11,093	7,452	4,983	3,438	38,781

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
4月	第1号	1,671	1,037	36	2,744
	第2号	17	18	0	35
	小計	1,688	1,055	36	総数 2,641
5月	第1号	1,654	1,061	35	2,750
	第2号	16	19	0	35
	小計	1,670	1,080	35	総数 2,668
6月	第1号	1,716	1,056	25	2,797
	第2号	17	18	0	35
	小計	1,733	1,074	25	総数 2,674
7月	第1号	1,716	1,051	23	2,790
	第2号	16	17	0	33
	小計	1,732	1,068	23	総数 2,678
8月	第1号	1,697	1,080	25	2,802
	第2号	16	17	0	33
	小計	1,713	1,097	25	総数 2,664
9月	第1号	1,701	1,090	24	2,815
	第2号	16	1,076	0	1,092
	小計	1,717	2,166	24	総数 2,687
10月	第1号	1,695	1,032	25	2,752
	第2号	17	11	0	28
	小計	1,712	1,043	25	総数 2,724
11月	第1号	1,694	1,064	24	2,782
	第2号	17	23	0	40
	小計	1,711	1,087	24	総数 2,765
12月	第1号	1,713	1,083	22	2,818
	第2号	16	13	0	29
	小計	1,729	1,096	22	総数 2,743
1月	第1号	1,732	1,062	24	2,818
	第2号	16	12	0	28
	小計	1,748	1,074	24	総数 2,725
2月	第1号	1,754	10,557	19	12,330
	第2号	16	13	0	29
	小計	1,770	10,570	19	総数 2,756
3月	第1号	1,714	1,056	17	2,787
	第2号	17	12	0	29
	小計	1,731	1,068	17	総数 2,766
累計	第1号	20,457	22,229	299	42,985
	第2号	197	1,249	0	1,446
	合計	20,654	23,478	299	総数 44,431

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

* 利用月ベースで決算との対応はしない

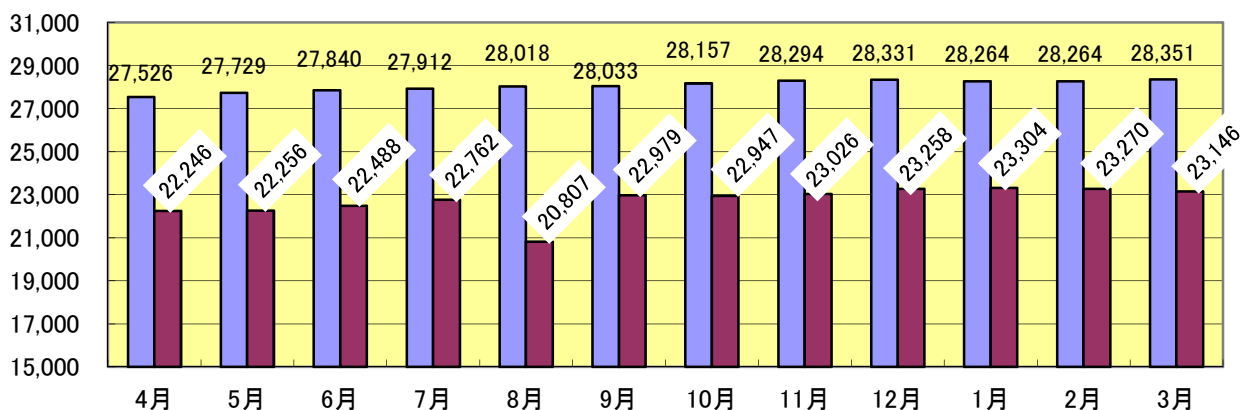
* 同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を1人として計上している

(単位:人)

対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	27,526	16,569	60.19	3,036	11.03	2,641	9.59	22,246	80.82
5月	27,729	16,511	59.54	3,077	11.10	2,668	9.62	22,256	80.26
6月	27,840	16,638	59.76	3,176	11.41	2,674	9.60	22,488	80.78
7月	27,912	16,893	60.52	3,191	11.43	2,678	9.59	22,762	81.55
8月	28,018	14,870	53.07	3,273	11.68	2,664	9.51	20,807	74.26
9月	28,033	17,016	60.70	3,276	11.69	2,687	9.59	22,979	81.97
10月	28,157	16,958	60.23	3,265	11.60	2,724	9.67	22,947	81.50
11月	28,294	17,032	60.20	3,229	11.41	2,765	9.77	23,026	81.38
12月	28,331	17,183	60.65	3,332	11.76	2,743	9.68	23,258	82.09
1月	28,264	17,251	61.04	3,328	11.77	2,725	9.64	23,304	82.45
2月	28,264	17,189	60.82	3,325	11.76	2,756	9.75	23,270	82.33
3月	28,351	17,107	60.34	3,273	11.54	2,766	9.76	23,146	81.64
年平均	—	—	59.76	—	11.52	—	9.65	—	80.92

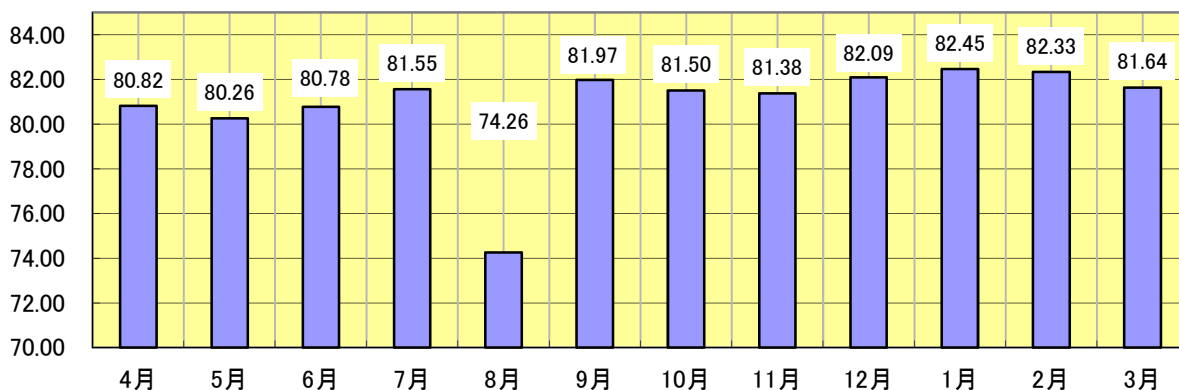
(単位:人)

■認定者数
■サービス利用者数



(単位:%)

認定者に占めるサービス利用者の割合



2 年度別介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
24年度	28,600	31,799	0	33,047	39,688	22,085	14,676	11,716	181,611
25年度	31,648	35,710	0	36,221	40,142	23,285	16,205	12,729	195,940
26年度	31,575	39,179	0	37,857	41,397	24,442	17,234	13,179	204,863
27年度	31,868	41,874	0	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941
28年度	33,052	42,841	0	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431
29年度A	23,967	34,559	0	44,713	47,482	27,766	19,858	14,474	212,819
30年度B	15,569	26,709	0	42,305	44,054	25,957	18,640	13,793	187,027
前年度比B/A	65.0%	77.3%	0.0%	94.6%	92.8%	93.5%	93.9%	95.3%	87.9%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
24年度	8	24	0	1,418	1,885	2,553	1,633	1,239	8,760
25年度	28	20	0	1,578	1,859	2,462	1,640	1,257	8,844
26年度	48	21	0	1,549	2,204	2,417	1,841	1,516	9,596
27年度	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
28年度	61	122	0	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594
29年度A	91	163	0	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227
30年度B	130	188	0	105,656	10,229	6,883	4,587	3,163	130,836
前年度比B/A	142.9%	115.3%	0.0%	996.6%	99.3%	95.7%	97.1%	100.4%	361.2%

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	合計
24年度	16,019	12,565	1,552	0	総数 30,014
25年度	18,110	12,491	1,362	0	総数 31,856
26年度	18,110	12,525	1,214	0	総数 31,705
27年度	18,228	12,076	1,174	0	総数 31,368
28年度	19,008	12,156	928	0	総数 31,978
29年度A	19,680	12,454	479	0	総数 12,933
30年度B	18,966	11,837	263	9	総数 31,075
前年度比B/A	96.4%	95.0%	54.9%	0.0%	総数 240.3%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成13～18年度 年度別支給額

* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成18年度合計		平成17年度合計		平成16年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	98,412	4,824,462,398	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749
訪問入浴介護	3,530	188,249,081	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717
訪問看護	19,286	795,286,472	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702
訪問リハビリテーション	2,789	51,483,681	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574
通所介護	44,965	2,756,580,124	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373
通所リハビリテーション	15,799	1,075,626,139	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829
福祉用具貸与	66,581	780,828,564	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272
訪問通所計	251,362	10,472,516,459	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216
短期入所生活介護	7,568	548,561,530	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923
短期入所療養介護	2,655	185,450,644	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819
短期入所計	10,223	734,012,174	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742
居宅療養管理指導	22,827	176,558,039	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065
認知症対応型	5,340	890,673,226	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123
特定施設	3,467	595,484,794	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751
居宅サービス計画費	135,037	1,404,350,047	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464
その他単品計	166,671	3,067,066,106	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403
福祉用具購入費	1,890	51,569,040	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605
住宅改修費	1,521	142,620,481	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778
施設サービス費	31,240	8,021,870,411	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543
介護老人福祉施設	15,418	3,697,786,463	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122
介護老人保健施設	11,815	2,925,692,965	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608
介護療養型医療施設	4,007	1,398,390,983	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813
うち食費(再掲)	-	-	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320
介護老人福祉施設	-	-	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800
介護老人保健施設	-	-	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340
介護療養型医療施設	-	-	2,636	125,705,070	4,597	224,962,180
特定入所者サービス費	25,487	732,404,240	10,448	285,440,864	-	-
審査支払手数料	452,728	40,632,328	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080
高額介護サービス費	43,404	424,655,226	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133
合計	984,526	23,687,346,465	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500

サービス種類	平成15年度合計		平成14年度合計		平成13年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	68,105	3,753,178,266	54,588	2,950,024,515	41,627	2,206,105,355
訪問入浴介護	3,628	173,508,698	3,436	153,379,946	3,629	149,126,557
訪問看護	16,199	675,072,828	14,831	641,194,153	13,732	584,390,407
訪問リハビリテーション	2,217	35,888,174	1,823	29,879,160	1,435	23,084,913
通所介護	30,698	1,819,821,244	21,938	1,228,367,011	15,610	788,515,327
通所リハビリテーション	15,272	1,072,038,630	14,948	1,060,265,845	14,671	1,014,435,142
福祉用具貸与	46,665	578,588,841	33,560	437,800,908	19,903	248,910,606
訪問通所計	182,784	8,108,096,681	145,124	6,500,911,538	110,607	5,014,568,307
短期入所生活介護	6,189	548,463,290	6,037	562,673,609	5,366	435,605,032
短期入所療養介護	1,801	139,857,368	1,380	111,449,951	1,196	89,955,624
短期入所計	7,990	688,320,658	7,417	674,123,560	6,562	525,560,656
居宅療養管理指導	16,433	127,653,450	13,019	97,421,670	13,084	94,224,650
認知症対応型	1,493	351,592,755	977	222,742,738	629	143,203,067
特定施設	1,078	183,437,683	596	99,982,419	483	78,579,352
居宅サービス計画費	103,069	917,452,260	84,143	631,396,140	66,812	503,282,200
その他単品計	122,073	1,580,136,148	98,735	1,051,542,967	81,008	819,289,269
福祉用具購入費	2,098	52,767,518	1,881	49,120,655	1,396	37,260,109
住宅改修費	1,754	187,213,746	1,446	154,730,337	1,144	117,060,389
施設サービス費	28,382	8,685,720,672	27,419	8,641,711,896	26,882	8,184,419,841
介護老人福祉施設	14,633	4,230,452,396	14,615	4,405,601,410	14,755	4,293,810,249
介護老人保健施設	8,781	2,471,383,625	8,087	2,368,011,302	7,464	2,123,835,656
介護療養型医療施設	4,968	1,983,884,651	4,717	1,868,099,184	4,663	1,766,773,936
うち食費(再掲)	28,228	1,270,605,040	27,299	1,222,503,240	26,735	1,146,107,770
介護老人福祉施設	14,523	681,990,470	14,545	684,063,260	14,624	648,950,770
介護老人保健施設	8,779	355,046,120	8,035	323,677,630	7,462	289,403,770
介護療養型医療施設	4,926	233,568,450	4,669	214,762,350	4,649	207,753,230
特定入所者サービス費	-	-	-	-	-	-
審査支払手数料	336,550	31,972,250	274,042	32,117,714	218,514	25,609,831
高額介護サービス費	21,547	152,268,941	19,618	133,795,069	14,529	106,609,619
合計	703,178	19,486,496,614	575,682	17,238,053,736	460,642	14,830,378,021

(2)平成30年度月別支給額及び平成19~29年度支給額

*決算に合致

審査・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	38,172	1,598,811,837	38,871	1,552,581,631	39,828	1,628,208,727	39,966	1,601,404,937
(介護給付)	33,557	1,537,717,894	34,337	1,494,545,653	35,049	1,562,998,806	35,267	1,538,526,954
(予防給付)	4,615	61,093,943	4,534	58,035,978	4,779	65,209,921	4,699	62,877,983
訪問通所サービス	29,391	1,312,060,603	29,725	1,264,713,838	30,298	1,330,773,555	30,009	1,305,566,539
(介護給付)	25,353	1,261,247,175	25,791	1,217,024,598	26,160	1,277,031,514	25,974	1,253,774,310
(予防給付)	4,038	50,813,428	3,934	47,689,240	4,138	53,742,041	4,035	51,792,229
訪問介護	6,956	555,591,594	7,109	535,900,691	7,048	555,288,588	7,098	548,131,363
(介護給付)	6,941	555,419,945	7,109	535,889,444	7,047	555,234,844	7,098	548,131,363
(予防給付)	15	171,649	0	11,247	1	53,744	0	0
訪問入浴介護	290	17,324,107	286	16,231,556	298	18,195,716	291	17,869,046
(介護給付)	288	17,280,524	285	16,195,656	297	18,177,767	291	17,869,046
(予防給付)	2	43,583	1	35,900	1	17,949	0	0
訪問看護	3,039	115,079,714	3,156	112,682,323	3,178	121,273,400	3,035	115,353,195
(介護給付)	2,626	102,926,085	2,721	100,793,277	2,721	107,878,197	2,583	102,372,316
(予防給付)	413	12,153,629	435	11,889,046	457	13,395,203	452	12,980,879
訪問リハビリテーション	1,039	36,059,419	1,044	33,550,836	1,055	35,101,552	1,023	34,954,114
(介護給付)	863	30,419,168	883	28,758,107	881	29,710,755	855	29,505,789
(予防給付)	176	5,640,251	161	4,792,729	174	5,390,797	168	5,448,325
通所介護	4,678	333,553,090	4,821	322,750,623	4,850	340,693,487	4,840	334,360,291
(介護給付)	4,656	333,041,058	4,825	322,989,615	4,839	340,421,484	4,851	334,752,686
(予防給付)	22	512,032	-4	-238,992	11	272,003	-11	-392,395
通所リハビリテーション	2,005	126,497,952	1,937	116,205,940	2,048	125,216,044	2,032	121,975,975
(介護給付)	1,506	110,288,433	1,491	101,115,860	1,523	107,425,005	1,527	104,600,381
(予防給付)	499	16,229,519	446	15,090,080	525	17,791,039	505	17,375,594
福祉用具貸与	11,384	127,954,727	11,372	127,391,869	11,821	135,004,768	11,690	132,922,555
(介護給付)	8,473	111,891,962	8,477	111,282,639	8,852	118,183,462	8,769	116,542,729
(予防給付)	2,911	16,062,765	2,895	16,109,230	2,969	16,821,306	2,921	16,379,826
短期入所サービス(小計)	1,289	124,888,323	1,341	126,381,493	1,343	130,020,034	1,369	129,993,346
(介護給付)	1,275	124,455,051	1,325	125,954,704	1,325	129,194,290	1,353	129,546,814
(予防給付)	14	433,272	16	426,789	18	825,744	16	446,532
短期入所生活介護	1,175	116,302,993	1,229	117,875,068	1,237	121,737,016	1,252	120,317,943
(介護給付)	1,161	115,869,721	1,214	117,516,201	1,220	120,991,111	1,236	119,871,411
(予防給付)	14	433,272	15	358,867	17	745,905	16	446,532
短期入所療養介護	114	8,585,330	112	8,506,425	106	8,283,018	117	9,675,403
(介護給付-老健)	114	8,585,330	111	8,438,503	105	8,203,179	117	9,675,403
(介護給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付-老健)	0	0	1	67,922	1	79,839	0	0
(予防給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	6,870	53,588,524	7,166	54,872,963	7,554	57,033,255	7,958	59,711,774
(介護給付)	6,396	50,209,401	6,678	51,360,931	7,024	53,207,715	7,408	55,850,753
(予防給付)	474	3,379,123	488	3,512,032	530	3,825,540	550	3,861,021
特定施設入居者生活介護	622	108,274,387	639	106,613,337	633	110,381,883	630	106,133,278
(介護給付)	533	101,806,267	543	100,205,420	540	103,565,287	532	99,355,077
(予防給付)	89	6,468,120	96	6,407,917	93	6,816,596	98	6,778,201
福祉用具購入	173	5,716,427	142	4,445,164	154	4,796,645	129	3,956,670
(介護給付)	131	4,384,539	99	3,159,445	109	3,775,936	80	2,905,168
(予防給付)	42	1,331,888	43	1,285,716	45	1,020,709	39	1,051,502
住宅改修費	152	12,673,476	145	11,354,081	147	12,253,589	164	12,918,706
(介護給付)	96	8,411,382	87	6,755,358	81	6,600,481	92	7,281,760
(予防給付)	56	4,262,094	58	4,598,723	66	5,653,108	72	5,636,946
介護予防支援・居宅介護支援	15,201	187,009,327	15,361	193,205,307	15,459	193,949,341	15,575	194,919,990
(居宅介護支援)	11,726	170,708,207	11,892	176,906,671	11,913	177,218,647	12,029	178,195,667
(介護予防支援)	3,475	16,301,120	3,469	16,298,636	3,546	16,730,694	3,546	16,720,323
地域密着型(介護予防)サービス	3,220	373,914,170	3,402	381,568,448	3,333	393,971,132	3,393	393,181,821
(介護給付)	3,191	372,086,657	3,371	379,341,848	3,304	391,567,249	3,360	390,689,836
(予防給付)	29	1,827,513	31	2,226,600	29	2,403,883	33	2,491,985
定期巡回・随時対応訪問介護看護	87	13,960,982	111	18,836,441	122	20,399,999	132	20,810,115
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	236	26,774,261	236	26,355,967	229	26,889,485	243	26,299,852
(介護給付)	235	26,728,895	233	25,872,365	227	26,771,540	242	26,245,418
(予防給付)	1	45,366	3	483,602	2	117,945	1	54,434
小規模多機能型居宅介護	266	48,236,350	281	50,231,265	257	47,779,140	305	55,101,026
(介護給付)	240	46,720,288	253	48,488,267	233	46,226,245	276	53,364,068
(予防給付)	26	1,516,062	28	1,742,998	24	1,552,895	29	1,736,958
認知症対応型共同生活介護	433	109,897,960	442	110,587,594	452	115,403,737	453	112,845,506
(介護給付)	431	109,631,875	442	110,587,594	449	114,670,694	450	112,144,913
(予防給付)	2	266,085	0	0	3	733,043	3	700,593
地域密着型特定施設	39	8,064,229	43	8,505,929	45	9,178,127	49	9,449,165
地域密着型介護老人福祉施設	73	20,192,283	76	20,671,180	73	20,923,585	73	20,131,258
複合型サービス	52	13,362,061	57	15,799,504	60	17,638,615	57	17,043,078
地域密着型通所介護	2,034	133,426,044	2,156	130,580,568	2,095	135,758,444	2,081	131,501,821
施設サービス	2,777	736,996,470	2,850	735,857,966	2,860	762,067,337	2,842	743,343,849
介護老人福祉施設	1,653	425,761,985	1,726	434,205,829	1,748	453,300,346	1,727	440,197,236
介護老人保健施設	1,095	300,693,460	1,098	292,277,317	1,087	299,595,988	1,090	294,649,511
介護療養型医療施設	29	10,541,025	26	9,374,820	24	8,881,590	25	8,497,102
特定入所者介護(予防)サービス費	2,617	84,170,981	2,713	83,750,963	2,720	87,856,088	2,724	85,129,811
(介護給付)	2,613	84,133,121	2,708	83,730,333	2,714	87,797,008	2,719	85,109,921
(予防給付)	4	37,860	5	20,630	6	59,080	5	19,890
計	62,312	2,999,292,688	63,484	2,962,763,560	64,501	3,083,102,859	64,793	3,034,851,784
(介護給付)	54,091	2,914,438,270	55,344	2,880,297,277	56,030	2,992,025,464	56,399	2,946,053,155
(予防給付)	8,221	84,854,418	8,140	82,466,283	8,471	91,077,395	8,394	88,798,629
高額介護(予防)サービス費	6,406	74,734,183	6,685	65,436,135	7,127	77,481,833	6,922	73,618,214
高額医療費合算(予防)サービス費	1,066	35,082,678	680	22,018,039	256	7,594,899	567	18,363,291
審査支払手数料	59,039	3,188,106	60,168	3,249,072	61,148	3,301,992	61,489	3,320,406
合計	128,823	3,112,297,655	131,017	3,053,466,806	133,032	3,171,481,583	133,771	3,130,153,695

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	39,950	1,644,602,326	39,097	1,622,253,473	39,661	1,543,644,305	40,072	1,654,258,438
(介護給付)	35,175	1,580,192,884	34,367	1,558,648,121	34,840	1,480,560,139	35,239	1,589,396,136
(予防給付)	4,775	64,409,442	4,730	63,605,352	4,821	63,084,166	4,833	64,862,302
訪問通所サービス	30,551	1,340,225,746	29,855	1,325,051,625	30,338	1,249,882,912	30,396	1,351,264,751
(介護給付)	26,405	1,286,924,671	25,756	1,272,449,615	26,158	1,197,626,650	26,208	1,297,628,911
(予防給付)	4,146	53,301,075	4,099	52,602,010	4,180	52,256,262	4,188	53,635,840
訪問介護	7,064	559,266,628	6,982	554,873,713	7,024	533,389,914	7,148	564,464,742
(介護給付)	7,064	559,266,628	6,982	554,873,713	7,024	533,389,914	7,148	564,464,742
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	-1	0
訪問入浴介護	310	18,908,903	314	19,313,478	311	17,866,867	298	18,722,098
(介護給付)	309	18,899,929	313	19,286,553	310	17,830,967	297	18,695,173
(予防給付)	1	8,974	1	26,925	1	35,900	1	26,925
訪問看護	3,431	125,614,461	3,247	125,433,841	3,312	114,129,593	3,352	128,159,293
(介護給付)	2,959	111,809,828	2,776	111,633,237	2,815	100,967,413	2,858	113,609,492
(予防給付)	472	13,804,633	471	13,800,604	497	13,162,180	494	14,549,801
訪問リハビリテーション	1,070	35,745,234	1,015	34,392,506	1,031	31,822,529	1,052	37,110,271
(介護給付)	908	30,445,147	851	29,096,512	862	27,003,287	885	31,645,865
(予防給付)	162	5,300,087	164	5,295,994	169	4,819,242	167	5,464,406
通所介護	4,904	344,036,228	4,688	336,267,466	4,792	306,938,246	4,788	346,268,072
(介護給付)	4,894	343,763,876	4,699	336,662,015	4,781	306,665,894	4,798	346,619,246
(予防給付)	10	272,352	-11	-394,549	11	272,352	-10	-351,174
通所リハビリテーション	2,007	124,038,233	1,995	124,030,746	2,006	112,281,033	2,051	129,806,527
(介護給付)	1,517	107,089,358	1,498	106,815,576	1,516	95,322,002	1,538	112,113,500
(予防給付)	490	16,948,875	497	17,215,168	490	16,959,031	513	17,693,027
福祉用具貸与	11,765	132,616,059	11,614	130,739,875	11,862	133,454,730	11,707	126,733,748
(介護給付)	8,754	115,649,905	8,637	114,082,007	8,850	116,447,173	8,683	110,480,893
(予防給付)	3,011	16,966,154	2,977	16,657,868	3,012	17,007,557	3,024	16,252,855
短期入所サービス(小計)	1,432	136,231,523	1,407	134,817,187	1,442	135,322,670	1,430	134,343,085
(介護給付)	1,405	135,429,687	1,384	134,144,675	1,411	134,443,346	1,404	133,557,554
(予防給付)	27	801,836	23	672,512	31	879,324	26	785,531
短期入所生活介護	1,311	126,930,247	1,293	126,000,270	1,326	126,542,141	1,309	124,514,709
(介護給付)	1,287	126,172,125	1,272	125,417,799	1,296	125,727,175	1,284	123,777,397
(予防給付)	24	758,122	21	582,471	30	814,966	25	737,312
短期入所療養介護	121	9,301,276	114	8,816,917	116	8,780,529	121	9,828,376
(介護給付・老健)	118	9,257,562	112	8,726,876	115	8,716,171	120	9,780,157
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	3	43,714	2	90,041	1	64,358	1	48,219
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	7,332	57,573,152	7,222	56,139,295	7,262	54,317,867	7,618	59,371,535
(介護給付)	6,824	53,915,174	6,710	52,419,284	6,741	50,542,292	7,091	55,440,469
(予防給付)	508	3,657,978	512	3,720,011	521	3,775,575	527	3,931,066
特定施設入居者生活介護	635	110,571,905	613	106,245,366	619	104,120,856	628	109,279,067
(介護給付)	541	103,923,352	517	99,634,547	530	97,947,851	536	102,769,202
(予防給付)	94	6,648,553	96	6,610,819	89	6,173,005	92	6,509,865
福祉用具購入	161	4,710,871	158	4,658,068	111	3,209,708	173	5,100,467
(介護給付)	112	3,544,410	120	3,419,677	75	2,261,587	122	3,695,406
(予防給付)	49	1,166,461	38	1,238,391	36	948,121	51	1,405,061
住宅改修費	135	10,570,185	135	9,465,709	102	8,409,855	137	12,114,491
(介護給付)	87	6,548,588	80	6,038,771	57	4,753,196	75	6,409,495
(予防給付)	48	4,021,597	55	3,426,938	45	3,656,659	62	5,704,996
介護予防支援・居宅介護支援	15,488	193,230,005	15,508	194,063,657	15,630	196,304,795	15,818	198,677,555
(居宅介護支援)	11,898	176,374,828	11,908	177,162,110	12,014	179,352,222	12,140	181,324,160
(介護予防支援)	3,590	16,855,177	3,600	16,901,547	3,616	16,952,573	3,678	17,353,395
地域密着型(介護予防)サービス	3,423	399,323,495	3,424	403,534,050	3,407	383,674,607	3,516	408,008,032
(介護給付)	3,393	397,164,587	3,392	401,260,482	3,378	381,709,702	3,489	406,243,015
(予防給付)	30	2,158,908	32	2,273,568	29	1,964,905	27	1,765,017
定期巡回・随時対応訪問介護看護	134	22,394,069	134	22,450,036	133	22,282,483	142	24,886,451
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	227	26,137,804	235	26,347,659	236	23,629,201	242	27,409,781
(介護給付)	226	26,057,136	234	26,275,080	235	23,584,338	241	27,339,624
(予防給付)	1	80,668	1	72,579	1	44,863	1	70,157
小規模多機能型居宅介護	281	49,520,463	283	50,597,625	305	54,678,449	272	49,055,864
(介護給付)	254	47,925,507	254	48,880,239	279	53,226,417	247	47,601,677
(予防給付)	27	1,594,956	29	1,717,386	26	1,452,032	25	1,454,187
認知症対応型共同生活介護	464	120,086,251	465	118,912,953	463	114,897,712	448	115,565,325
(介護給付)	462	119,602,967	463	118,429,350	461	114,429,702	447	115,324,652
(予防給付)	2	483,284	2	483,603	2	468,010	1	240,673
地域密着型特定施設	48	9,864,547	50	10,354,676	47	9,064,971	51	9,882,352
地域密着型介護老人福祉施設	73	21,238,789	73	20,914,788	73	20,347,722	71	20,818,397
複合型サービス	56	16,753,537	56	16,413,994	55	16,348,539	53	16,000,630
地域密着型通所介護	2,140	133,328,035	2,128	137,542,319	2,095	122,425,530	2,237	144,389,232
施設サービス	2,836	767,635,636	2,796	760,961,616	2,864	749,232,405	2,899	781,371,226
介護老人福祉施設	1,728	455,809,522	1,716	449,429,252	1,731	438,771,847	1,760	459,004,548
介護老人保健施設	1,083	303,049,364	1,055	302,740,565	1,108	302,246,092	1,117	314,618,152
介護療養型医療施設	25	8,776,750	25	8,791,799	25	8,214,466	22	7,748,526
特定入所者介護(予防)サービス費	2,736	88,189,259	2,650	85,562,625	2,758	86,457,641	2,803	89,212,119
(介護給付)	2,728	88,133,829	2,640	85,512,805	2,745	86,384,281	2,792	89,156,849
(予防給付)	8	55,430	10	49,820	13	73,360	11	55,370
計	64,729	3,108,261,777	63,768	3,080,499,198	64,533	2,970,933,316	65,418	3,148,742,428
(介護給付)	56,229	3,019,594,765	55,303	2,993,003,582	55,973	2,884,253,532	56,756	3,057,596,287
(予防給付)	8,500	88,667,012	8,465	87,495,616	8,560	86,679,784	8,662	91,146,141
高額介護(予防)サービス費	7,062	80,444,667	7,104	77,680,091	6,968	79,952,206	7,229	92,015,088
高額医療合算介護(予防)サービス費	56	1,406,331	45	1,095,574	32	992,827	24	628,630
審査支払手数料	61,317	3,311,118	60,494	3,266,676	61,209	3,305,286	61,950	3,345,300
合計	133,164	3,193,423,893	131,411	3,162,541,539	132,742	3,055,183,635	134,621	3,244,731,446

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	40,673	1,640,994,142	40,287	1,611,479,372	40,318	1,572,216,517	39,556	1,504,357,833
(介護給付)	35,684	1,574,148,216	35,238	1,545,495,756	35,151	1,503,993,547	34,490	1,438,514,864
(予防給付)	4,989	66,845,926	5,049	65,983,616	5,167	68,222,970	5,066	65,842,969
訪問通所サービス	31,135	1,342,692,151	30,670	1,311,153,631	30,671	1,273,728,527	30,193	1,226,880,315
(介護給付)	26,818	1,287,409,681	26,318	1,256,900,091	26,235	1,217,605,148	25,826	1,172,141,095
(予防給付)	4,317	55,282,470	4,352	54,253,540	4,436	56,123,379	4,367	54,739,220
訪問介護	7,167	563,156,073	7,041	556,467,300	7,023	548,464,434	6,949	515,647,567
(介護給付)	7,167	563,156,073	7,041	556,467,300	7,023	548,464,434	6,949	515,647,567
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	296	18,005,859	304	17,275,591	297	16,090,798	296	15,678,972
(介護給付)	295	17,978,934	302	17,231,815	295	16,012,219	294	15,635,562
(予防給付)	1	26,925	2	43,776	2	78,579	2	43,410
訪問看護	3,348	124,441,979	3,380	121,204,564	3,334	118,589,931	3,277	114,691,851
(介護給付)	2,836	110,129,587	2,880	107,951,894	2,820	104,659,581	2,759	100,435,369
(予防給付)	512	14,312,392	500	13,252,670	514	13,930,350	518	14,256,482
訪問リハビリテーション	1,091	36,710,376	1,051	33,534,806	1,086	33,500,011	1,071	33,502,001
(介護給付)	914	31,310,595	877	28,319,900	914	28,386,847	903	28,545,973
(予防給付)	177	5,399,781	174	5,214,906	172	5,113,164	168	4,956,028
通所介護	4,904	337,893,589	4,830	328,423,282	4,838	308,939,138	4,662	301,146,263
(介護給付)	4,894	337,651,041	4,839	328,752,776	4,829	308,712,521	4,671	301,493,196
(予防給付)	10	242,548	-9	-329,494	9	226,617	(9)	(346,933)
通所リハビリテーション	2,079	125,343,193	2,072	121,069,164	2,055	114,597,262	2,021	113,796,833
(介護給付)	1,552	107,206,578	1,522	102,248,510	1,487	95,215,781	1,470	95,014,950
(予防給付)	527	18,136,615	550	18,820,654	568	19,381,501	551	18,781,883
福祉用具貸与	12,250	137,141,082	11,992	133,178,924	12,038	133,546,953	11,917	132,416,828
(介護給付)	9,160	119,976,873	8,857	115,927,896	8,867	116,153,785	8,780	115,368,478
(予防給付)	3,090	17,164,209	3,135	17,251,028	3,171	17,393,168	3,137	17,048,350
短期入所サービス(小計)	1,425	135,112,244	1,424	134,478,885	1,419	134,285,813	1,335	124,984,473
(介護給付)	1,401	134,394,863	1,403	133,971,656	1,398	133,475,224	1,321	124,625,973
(予防給付)	24	717,381	21	507,229	21	810,589	14	358,500
短期入所生活介護	1,304	124,624,666	1,296	124,244,181	1,304	123,506,291	1,232	116,214,741
(介護給付)	1,281	123,920,065	1,277	123,799,728	1,283	122,695,702	1,218	115,856,241
(予防給付)	23	704,601	19	444,453	21	810,589	14	358,500
短期入所療養介護	121	10,487,578	128	10,234,704	115	10,779,522	103	8,769,732
(介護給付・老健)	120	10,474,798	126	10,171,928	115	10,779,522	103	8,769,732
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	1	12,780	2	62,776	0	0	0	0
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	7,483	58,454,213	7,566	57,997,841	7,606	57,404,403	7,407	56,299,304
(介護給付)	6,932	54,366,133	6,990	53,955,847	6,993	53,096,653	6,821	52,059,786
(予防給付)	551	4,088,080	576	4,041,994	613	4,307,750	586	4,239,518
特定施設入居者生活介護	630	104,735,534	627	107,849,015	622	106,797,774	621	96,193,741
(介護給付)	533	97,977,539	527	100,668,162	525	99,806,522	522	89,688,010
(予防給付)	97	6,757,995	100	7,180,853	97	6,991,252	99	6,505,731
福祉用具購入	152	5,056,514	148	4,497,531	157	4,769,882	138	4,206,847
(介護給付)	91	3,397,084	95	3,058,130	110	3,626,486	95	3,118,157
(予防給付)	61	1,659,429	53	1,439,401	47	1,143,376	43	1,088,690
住宅改修費	151	11,102,185	134	10,426,843	100	9,121,676	148	11,357,916
(介護給付)	90	6,921,273	82	6,228,672	56	5,205,641	75	5,481,519
(予防給付)	61	4,180,912	52	4,198,171	44	3,916,035	73	5,876,397
介護予防支援・居宅介護支援	15,888	199,482,938	15,710	196,818,140	15,666	195,147,923	15,583	194,097,706
(居宅介護支援)	12,204	182,185,755	11,949	179,144,063	11,878	177,365,689	11,841	176,559,078
(介護予防支援)	3,684	17,297,183	3,761	17,674,077	3,788	17,782,254	3,742	17,538,628
地域密着型(介護予防)サービス	3,502	400,258,328	3,489	395,620,321	3,431	381,397,172	3,433	374,240,371
(介護給付)	3,476	398,596,949	3,457	393,660,034	3,400	379,603,962	3,411	373,007,889
(予防給付)	26	1,661,379	32	1,960,287	31	1,793,210	22	1,232,482
定期巡回・随時対応訪問介護看護	139	25,440,901	139	24,476,919	142	24,647,670	136	23,561,553
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	250	26,684,679	239	25,339,608	244	23,879,581	236	23,568,242
(介護給付)	249	26,612,100	238	25,267,029	243	23,816,070	235	23,504,791
(予防給付)	1	72,579	1	72,579	1	63,511	1	63,511
小規模多機能型居宅介護	314	57,304,087	309	55,799,910	289	52,479,295	318	58,787,284
(介護給付)	290	55,948,191	278	53,912,202	259	50,749,596	297	57,618,313
(予防給付)	24	1,355,896	31	1,887,708	30	1,729,699	21	1,168,971
認知症対応型共同生活介護	450	109,953,240	449	114,066,861	451	113,008,836	446	103,091,350
(介護給付)	449	109,720,336	449	114,066,861	451	113,008,836	446	103,091,350
(予防給付)	1	232,904	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	48	9,852,249	46	9,521,137	45	9,321,869	46	8,018,565
地域密着型介護老人福祉施設	73	20,560,487	74	21,095,548	70	19,236,448	72	18,025,528
複合型サービス	52	15,557,177	53	15,197,905	55	15,833,007	53	14,761,150
地域密着型通所介護	2,176	134,905,508	2,180	131,122,433	2,135	122,990,466	2,126	124,426,699
施設サービス	2,863	749,303,416	2,892	778,274,707	2,832	766,247,173	2,876	705,479,759
介護老人福祉施設	1,741	438,052,689	1,793	464,710,690	1,736	452,251,075	1,747	415,375,342
介護老人保健施設	1,097	302,793,602	1,076	305,581,597	1,075	306,874,728	1,110	283,643,362
介護療養型医療施設	25	8,457,125	19	6,358,771	17	5,880,337	16	5,349,815
特定入所者介護(予防)サービス費	2,753	85,776,682	2,783	89,128,924	2,770	88,488,776	2,767	81,773,337
(介護給付)	2,746	85,719,332	2,778	89,125,404	2,760	88,397,046	2,763	81,747,527
(予防給付)	7	57,350	5	3,520	10	91,730	4	25,810
計	65,982	3,091,974,205	65,443	3,086,245,838	65,274	3,017,389,099	64,501	2,875,513,769
(介護給付)	57,154	3,000,272,035	56,491	2,994,986,766	56,187	2,924,429,524	55,551	2,783,908,793
(予防給付)	8,828	91,702,170	8,952	91,259,072	9,087	92,959,575	8,950	91,604,976
高額介護(予防)サービス費	6,909	81,639,289	7,239	88,550,299	7,047	83,693,474	7,017	84,784,160
高額医療合算介護(予防)サービス費	7	56,308	17	371,760	4	105,256	3	52,699
審査支払手数料	62,564	3,378,456	62,031	3,349,674	61,906	3,342,924	61,124	3,300,696
合計	135,462	3,177,048,258	134,730	3,178,517,571	134,231	3,104,530,753	132,645	2,963,651,324

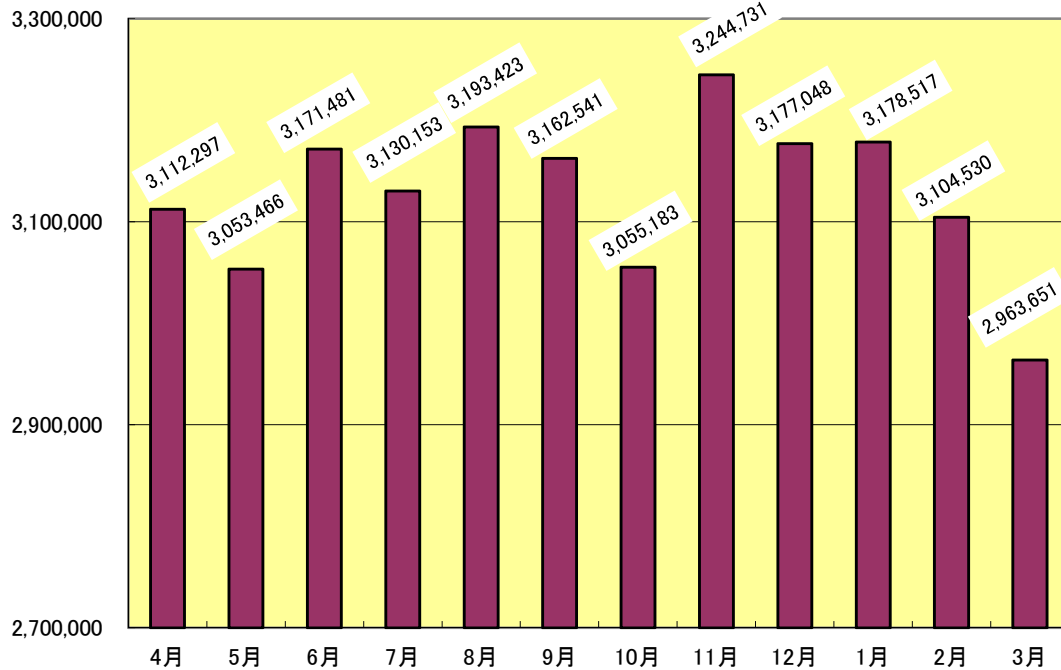
	平成30年度合計 A		平成29年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	476,451	19,174,813,538	486,354	19,535,605,730	98.0%	98.2%
(介護給付)	418,394	18,404,728,970	402,030	18,096,926,341	104.1%	101.7%
(予防給付)	58,057	770,084,568	84,324	1,438,679,389	68.8%	53.5%
訪問通所サービス	363,232	15,633,994,193	383,443	16,176,998,270	94.7%	96.6%
(介護給付)	313,002	14,997,763,459	306,247	14,870,604,744	102.2%	100.9%
(予防給付)	50,230	636,230,734	77,196	1,306,393,526	65.1%	48.7%
訪問介護	84,609	6,590,642,607	104,096	6,926,145,571	81.3%	95.2%
(介護給付)	84,594	6,590,405,967	84,438	6,532,344,747	100.2%	100.9%
(予防給付)	15	236,640	19,658	393,800,824	0.1%	0.1%
訪問入浴介護	3,591	211,482,991	3,543	203,809,387	101.4%	103.8%
(介護給付)	3,576	211,094,145	3,520	203,214,068	101.6%	103.9%
(予防給付)	15	388,846	23	595,319	65.2%	65.3%
訪問看護	39,089	1,436,654,145	35,703	1,307,564,160	109.5%	109.9%
(介護給付)	33,354	1,275,166,276	30,983	1,173,485,851	107.7%	108.7%
(予防給付)	5,735	161,487,869	4,720	134,078,309	121.5%	120.4%
訪問リハビリテーション	12,628	415,983,655	12,029	398,960,438	105.0%	104.3%
(介護給付)	10,596	353,147,945	10,130	341,969,826	104.6%	103.3%
(予防給付)	2,032	62,835,710	1,899	56,990,612	107.0%	110.3%
通所介護	57,595	3,941,269,775	69,994	4,336,789,106	82.3%	90.9%
(介護給付)	57,576	3,941,525,408	57,551	3,989,184,801	100.0%	98.8%
(予防給付)	19	-255,633	12,443	347,604,305	0.2%	-0.1%
通所リハビリテーション	24,308	1,454,858,902	23,810	1,492,796,185	102.1%	97.5%
(介護給付)	18,147	1,244,435,916	18,026	1,301,520,600	100.7%	95.6%
(予防給付)	6,161	210,422,986	5,784	191,275,585	106.5%	110.0%
福祉用具貸与	141,412	1,583,102,118	134,268	1,510,933,423	105.3%	104.8%
(介護給付)	105,159	1,381,987,802	101,599	1,328,884,851	103.5%	104.0%
(予防給付)	36,253	201,114,316	32,669	182,048,572	111.0%	110.5%
短期入所サービス(小計)	16,656	1,580,859,076	16,178	1,522,773,659	103.0%	103.8%
(介護給付)	16,405	1,573,193,837	15,912	1,513,094,697	103.1%	104.0%
(予防給付)	251	7,665,239	266	9,678,962	94.4%	79.2%
短期入所生活介護	15,268	1,468,810,266	14,720	1,408,839,812	103.7%	104.3%
(介護給付)	15,029	1,461,614,676	14,456	1,399,416,569	104.0%	104.4%
(予防給付)	239	7,195,590	264	9,423,243	90.5%	76.4%
短期入所療養介護	1,388	112,048,810	1,456	113,933,847	95.3%	98.3%
(介護給付・老健)	1,376	111,579,161	1,432	112,794,365	96.1%	98.9%
(介護給付・病院等)	0	0	2	255,719	-	-
(予防給付・老健)	12	469,649	22	883,763	54.5%	53.1%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	89,044	882,764,126	79,558	614,255,100	111.9%	111.2%
(介護給付)	82,608	636,424,438	73,813	571,630,470	111.9%	111.3%
(予防給付)	6,436	46,339,688	5,745	42,624,630	112.0%	108.7%
特定施設入居者生活介護	7,519	1,277,196,143	7,175	1,221,578,701	104.8%	104.6%
(介護給付)	6,379	1,197,347,236	6,058	1,141,596,430	105.3%	104.9%
(予防給付)	1,140	79,848,907	1,117	79,982,271	102.1%	99.8%
福祉用具購入	1,796	55,124,774	1,944	59,802,935	92.4%	92.2%
(介護給付)	1,249	40,346,041	1,346	43,917,518	92.8%	91.9%
(予防給付)	547	14,778,733	598	15,885,417	91.5%	93.0%
住宅改修費	1,650	131,768,712	1,776	148,113,774	92.9%	89.0%
(介護給付)	958	76,636,136	1,029	84,923,623	93.1%	90.2%
(予防給付)	692	55,132,576	747	63,190,151	92.6%	87.2%
介護予防支援・居宅介護支援	186,887	2,336,902,684	197,289	2,315,390,518	94.7%	100.9%
(居宅介護支援)	143,392	2,132,497,077	141,187	2,052,471,538	101.6%	103.9%
(介護予防支援)	43,495	204,405,607	56,102	262,918,980	77.5%	77.7%
地域密着型(介護予防)サービス	40,973	4,688,691,947	38,394	4,314,297,399	106.7%	108.7%
(介護給付)	40,622	4,664,932,210	38,130	4,297,284,271	106.5%	108.6%
(予防給付)	351	23,759,737	264	17,013,128	133.0%	139.7%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1,551	264,147,619	916	148,743,973	169.3%	177.6%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	2,853	309,316,120	2,927	327,203,065	97.5%	94.5%
(介護給付)	2,838	308,074,326	2,912	326,463,561	97.5%	94.4%
(予防給付)	15	1,241,794	15	739,504	-	-
小規模多機能型居宅介護	3,480	629,570,758	2,894	542,812,153	120.2%	116.0%
(介護給付)	3,160	610,661,010	2,651	527,838,877	119.2%	115.7%
(予防給付)	320	18,909,748	243	14,973,276	131.7%	126.3%
認知症対応型共同生活介護	5,416	1,358,317,325	5,213	1,308,827,946	103.9%	103.8%
(介護給付)	5,400	1,354,709,130	5,207	1,307,527,598	103.7%	103.6%
(予防給付)	16	3,608,195	6	1,300,348	-	-
地域密着型特定施設	557	111,077,816	490	99,266,802	113.7%	111.9%
地域密着型介護老人福祉施設	874	244,156,013	877	237,729,851	99.7%	102.7%
複合型サービス	659	189,709,197	545	122,295,406	-	-
地域密着型通所介護	25,583	1,582,397,099	24,532	1,527,418,203	-	-
施設サービス	34,591	9,134,898,005	32,542	8,447,292,974	106.3%	108.1%
介護老人福祉施設	21,039	5,383,451,172	19,475	4,889,366,854	108.0%	111.0%
介護老人保健施設	13,255	3,648,513,309	12,578	3,379,663,720	105.4%	108.0%
介護療養型医療施設	285	98,667,889	489	178,262,400	58.3%	55.3%
特定入所者介護(予防)サービス費	32,794	1,035,497,306	32,378	990,760,782	101.3%	104.5%
(介護給付)	32,706	1,034,947,456	32,222	989,903,172	101.5%	104.6%
(予防給付)	88	549,850	156	857,610	56.4%	64.1%
計	775,142	36,557,696,966	790,677	35,811,264,112	98.0%	102.1%
(介護給付)	671,912	35,488,985,895	648,486	34,012,719,437	103.6%	104.3%
(予防給付)	103,230	1,068,711,071	142,191	1,798,544,675	72.6%	59.4%
高額介護(予防)サービス費	83,715	960,029,639	80,848	899,846,921	103.5%	106.7%
高額医療合算介護(予防)サービス費	2,757	87,768,292	6,028	201,072,117	45.7%	43.7%
審査支払手数料	734,439	39,659,706	750,722	33,782,490	97.8%	117.4%
合計	1,596,053	37,645,154,603	1,628,275	36,945,965,640	98.0%	101.9%

	平成28年度合計		平成27年度合計		平成26年度合計		平成25年度合計		平成24年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	504,427	19,449,351,346	497,446	19,976,682,827	466,019	19,254,077,139	440,980	18,157,466,265	407,929	16,845,052,262
(介護給付)	384,962	17,130,292,108	383,896	17,716,954,862	358,702	16,864,776,002	341,397	15,945,019,685	320,112	14,894,898,485
(予防給付)	119,465	2,319,059,238	113,550	2,259,727,965	107,317	2,389,301,137	99,583	2,212,446,580	87,817	1,950,153,777
訪問通所サービス	408,313	16,255,974,901	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493
(介護給付)	295,279	14,058,588,494	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,999,693	270,505	13,315,160,577	255,786	12,513,529,044
(予防給付)	113,034	2,197,386,407	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596	94,012	2,073,942,867	83,034	1,830,992,449
訪問介護	122,168	6,798,678,219	119,934	6,622,297,518	117,536	6,321,857,829	115,315	6,076,621,329	110,995	5,740,592,448
(介護給付)	81,983	6,004,496,810	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666	75,069	5,240,007,744	72,572	4,949,179,849
(予防給付)	40,185	794,181,409	40,525	811,288,390	40,686	844,976,163	40,246	836,613,585	38,423	791,412,599
訪問入浴介護	3,451	198,490,872	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492
(介護給付)	3,408	197,170,334	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729	3,723	203,359,460	3,838	212,010,311
(予防給付)	43	1,320,538	27	935,182	30	1,169,603	28	1,142,464	19	851,181
訪問看護	33,539	1,243,397,368	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413
(介護給付)	28,981	1,110,719,928	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474	25,200	995,524,085	23,286	928,549,683
(予防給付)	4,558	132,677,440	4,234	120,848,570	3,689	106,820,579	3,344	95,055,173	2,898	78,361,730
訪問リハビリテーション	10,398	334,233,169	8,876	270,956,857	8,663	258,318,596	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529
(介護給付)	8,734	285,416,419	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341	6,936	202,089,193	6,097	169,230,540
(予防給付)	1,664	48,816,750	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255	1,212	32,836,864	1,028	26,098,989
通所介護	90,508	4,861,966,242	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,652,558	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951
(介護給付)	58,423	3,971,109,452	75,000	5,048,505,101	69,051	4,784,121,628	63,745	4,459,932,246	58,528	4,090,799,203
(予防給付)	32,085	890,856,790	30,736	873,161,806	28,101	945,530,930	24,847	826,111,005	20,788	696,157,748
通所リハビリテーション	21,838	1,400,251,138	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776
(介護給付)	16,902	1,237,077,702	15,672	1,168,243,457	15,798	1,196,131,789	15,076	1,156,683,001	14,809	1,165,449,384
(予防給付)	4,936	163,173,436	4,350	147,167,699	4,059	171,039,815	3,715	155,750,481	3,056	131,769,392
福祉用具貸与	126,411	1,418,957,893	117,487	1,336,013,976	108,647	1,262,278,317	101,376	1,183,998,143	93,398	1,104,650,884
(介護給付)	96,844	1,252,597,849	91,173	1,186,081,275	85,164	1,124,609,086	80,756	1,057,564,848	76,776	998,310,074
(予防給付)	29,567	166,360,044	26,314	149,932,701	23,483	137,669,231	20,620	126,433,295	16,622	106,340,810
短期入所サービス(小計)	16,015	1,499,597,680	16,236	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569
(介護給付)	15,765	1,492,003,390	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,358	14,979	1,317,907,240	13,785	1,115,003,102
(予防給付)	250	7,594,290	288	10,206,871	330	12,254,397	306	11,134,815	194	5,747,467
短期入所生活介護	14,626	1,384,096,934	14,801	1,418,717,093	14,258	1,352,981,124	13,739	1,208,729,660	11,905	973,721,750
(介護給付)	14,393	1,377,029,506	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,318	13,444	1,197,941,615	11,738	969,000,019
(予防給付)	233	7,067,428	273	9,939,237	316	11,819,806	295	10,788,045	167	4,721,731
短期入所療養介護	1,389	115,500,746	1,435	122,581,400	1,405	110,822,631	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819
(介護給付-老健)	1,372	114,973,884	1,420	122,113,766	1,391	110,388,040	1,535	119,965,625	2,047	146,003,083
(介護給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付-老健)	17	526,862	15	467,634	14	434,591	11	346,770	27	1,025,736
(予防給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	73,386	557,304,953	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178
(介護給付)	68,251	518,912,365	63,489	483,626,479	54,718	421,663,218	51,111	397,205,126	45,795	360,181,880
(予防給付)	5,135	38,392,588	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633	4,162	31,096,636	3,638	27,727,298
特定施設入居者生活介護	6,713	1,136,473,812	6,231	1,082,968,208	6,046	1,065,506,244	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022
(介護給付)	5,667	1,060,787,859	5,320	1,014,498,013	5,006	969,563,733	4,802	914,746,742	4,746	906,184,459
(予防給付)	1,046	75,685,953	911	68,470,195	1,040	95,942,511	1,103	96,272,262	951	85,686,563
福祉用具購入	2,030	59,587,353	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487
(介護給付)	1,406	43,125,238	1,374	42,993,396	1,411	44,557,973	1,510	47,581,646	1,504	47,987,456
(予防給付)	624	16,462,115	646	18,075,564	694	16,883,886	700	18,832,389	625	17,062,031
住宅改修費	1,805	148,082,842	1,825	159,525,920	1,833	159,066,166	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233
(介護給付)	1,042	84,476,162	1,056	93,336,547	1,063	90,526,865	997	90,307,990	1,074	92,995,587
(予防給付)	763	63,606,680	769	66,189,373	770	68,539,301	798	77,202,223	784	74,503,646
介護予防支援・居宅介護支援	211,743	2,351,762,363	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527
(居宅介護支援)	136,916	1,999,564,742	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613	117,589	1,743,765,365	109,743	1,653,402,653
(介護予防支援)	74,827	352,197,621	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080	65,427	296,081,322	58,687	266,340,874
地域密着型(介護予防)サービス	34,681	3,880,322,463	11,969	2,334,848,766	9,576	1,938,241,934	8,928	1,789,658,656	8,960	1,763,903,007
(介護給付)	34,485	3,867,764,226	11,835	2,327,966,446	9,507	1,934,371,541	8,877	1,785,130,714	8,921	1,761,837,055
(予防給付)	196	12,558,237	134	6,882,340	69	3,870,393	51	4,527,942	39	2,065,952
定期巡回・随時対応訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	924	143,549,423	880	141,668,449	343	52,196,007	32	3,280,974	0	0
認知症対応型通所介護	2,881	312,716,150	3,017	312,187,348	2,668	283,387,195	2,729	286,377,390	2,886	296,212,614
(介護給付)	2,862	312,293,181	3,003	311,747,922	2,668	283,387,195	2,724	286,249,372	2,870	295,649,170
(予防給付)	19	422,959	14	439,424	0	0	5	128,017	16	563,444
小規模多機能型居宅介護	2,486	465,430,415	1,825	339,736,047	1,021	203,482,325	839	163,900,055	812	161,366,175
(介護給付)	2,312	454,708,035	1,706	333,308,874	953	199,767,622	803	161,456,166	789	159,863,687
(予防給付)	174	10,722,380	119	4,427,173	68	3,714,703	36	2,043,889	23	1,502,508
認知症対応型共同生活介護	4,975	1,232,521,392	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095	4,460	1,132,488,319	4,392	1,102,604,296
(介護給付)	4,969	1,231,108,494	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405	4,450	1,130,132,263	4,392	1,102,604,296
(予防給付)	6	1,412,898	1	15,743	1	155,690	10	2,356,056	0	0
地域密着型特定施設	495	95,849,275	456	86,573,162	349	70,476,807	344	70,159,104	342	69,405,343
地域密着型介護老人福祉施設	851	226,864,756	791	204,962,329	534	139,595,505	524	133,852,814	528	134,314,579
複合型サービス	186	41,180,896	26	5,057,680						
地域密着型通所介護	21,886	1,362,210,156								
施設サービス	32,158	8,298,981,685	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642
介護老人福祉施設	18,896	4,651,787,315	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500
介護老人保健施設	12,336	3,298,176,045	12,283	3,255,934,282	12,529	3,355,527,540	12,799	3,366,712,372	12,850	3,394,480,116
介護療養型医療施設	926	349,018,325	1,060	395,764,888	1,228	529,930,640	1,398	593,934,623	1,601	593,882,026
特定入所者介護(予防)サービス費	31,689	1,030,431,975	32,972	1,113,049,066	34,527	1,114,273,174	33,852	1,055,867,801	31,359	960,682,474
(介護給付)	31,597	1,029,922,809	32,815	1,111,740,193	34,307	1,112,947,873	33,665	1,053,993,896	31,266	960,084,774
(予防給付)	92	609,070	157	1,308,873	220	2,225,300	187	1,873,905	93	599,200
計	818,533									

	平成23年度合計		平成22年度合計		平成21年度合計		平成20年度合計		平成19年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	380,516	15,828,764,552	350,569	14,831,072,572	323,460	13,721,418,325	306,356	12,712,199,940	296,431	12,537,293,413
(介護給付)	305,966	14,161,361,698	287,511	13,389,254,590	263,080	12,307,772,616	247,674	11,322,978,556	254,615	11,579,606,445
(予防給付)	74,550	1,667,402,854	63,058	1,441,817,982	60,380	1,413,645,709	58,682	1,389,221,384	41,816	957,686,968
訪問通所サービス	319,051	13,463,010,029	295,811	12,571,505,776	274,673	11,602,550,597	261,827	10,809,713,342	256,449	10,775,774,869
(介護給付)	248,264	11,901,564,059	236,148	11,238,776,338	217,878	10,319,339,822	206,749	9,559,552,914	216,757	9,903,067,367
(予防給付)	70,787	1,561,445,970	59,663	1,332,729,438	56,795	1,283,210,775	55,078	1,250,160,428	39,692	872,707,502
訪問介護	107,339	5,441,127,737	102,876	5,174,632,696	98,491	4,857,508,907	97,442	4,581,722,562	100,495	4,835,864,196
(介護給付)	72,074	4,743,419,314	70,503	4,534,433,343	66,566	4,229,109,890	65,234	3,948,954,224	75,107	4,347,239,132
(予防給付)	35,265	697,708,423	32,373	640,199,353	31,925	628,399,017	32,118	632,768,338	25,388	488,625,064
訪問入浴介護	3,896	212,418,655	3,604	193,519,284	3,335	182,670,096	3,470	181,033,676	3,582	188,864,943
(介護給付)	3,882	211,966,114	3,600	193,371,254	3,332	182,620,755	3,469	181,025,530	3,581	188,848,651
(予防給付)	14	452,541	4	148,030	3	49,341	1	8,146	1	16,292
訪問看護	24,750	927,810,468	23,467	876,901,239	21,865	809,036,698	20,697	767,819,108	20,432	793,721,446
(介護給付)	22,028	865,568,719	21,293	819,560,106	19,636	752,081,788	18,610	714,810,860	19,238	764,985,720
(予防給付)	2,722	72,241,749	2,174	57,341,133	2,229	56,954,910	2,087	53,008,248	1,194	28,735,726
訪問リハビリテーション	7,129	189,358,942	6,483	169,656,594	5,570	132,942,681	4,461	93,301,066	3,792	75,511,760
(介護給付)	6,288	168,841,026	5,806	153,651,667	5,099	122,774,643	4,100	86,352,761	3,549	73,469,146
(予防給付)	841	20,517,916	677	16,004,927	471	10,168,038	361	6,948,305	243	5,042,614
通所介護	72,219	4,394,230,170	63,993	3,972,402,910	57,522	3,549,737,565	52,036	3,242,878,142	48,704	3,048,413,102
(介護給付)	55,598	3,816,620,224	50,877	3,496,787,045	44,965	3,100,093,836	40,582	2,823,659,148	41,319	2,786,054,142
(予防給付)	16,621	577,609,946	13,116	475,615,865	12,557	449,643,729	11,454	419,218,994	7,385	262,359,960
通所リハビリテーション	17,151	1,262,138,282	15,991	1,227,364,967	15,812	1,188,222,764	15,708	1,118,818,681	15,322	1,074,309,045
(介護給付)	14,533	1,150,116,082	14,027	1,141,925,233	13,796	1,098,640,838	13,492	1,023,438,605	13,830	1,012,370,917
(予防給付)	2,618	112,022,200	1,964	85,439,734	2,016	89,582,126	2,216	95,380,076	1,492	61,938,128
福祉用具貸与	86,567	1,035,925,775	79,397	957,028,086	72,078	882,431,886	68,013	824,140,107	64,122	756,090,377
(介護給付)	73,861	965,032,580	70,242	899,047,890	64,484	834,018,272	61,172	781,311,788	60,133	730,099,655
(予防給付)	12,706	80,893,195	9,155	57,980,396	7,594	48,413,614	6,841	42,828,321	3,989	25,990,718
短期入所サービス(小計)	13,744	1,042,374,656	13,066	999,156,929	12,278	932,438,085	11,248	802,129,168	10,846	775,028,938
(介護給付)	13,528	1,036,044,894	12,859	992,935,628	12,062	925,365,333	10,965	793,750,710	10,710	771,002,290
(予防給付)	216	6,329,762	207	6,221,301	216	7,072,752	283	8,378,458	136	4,026,648
短期入所生活介護	11,684	904,307,270	11,022	866,192,859	10,245	792,025,153	9,119	663,528,051	8,357	600,841,374
(介護給付)	11,528	900,276,527	10,867	861,953,110	10,084	787,069,383	8,900	657,299,188	8,269	598,164,958
(予防給付)	156	4,030,743	155	4,239,749	161	4,955,770	219	6,228,863	88	2,676,416
短期入所療養介護	2,060	138,067,386	2,044	132,964,070	2,033	140,412,932	2,129	138,601,117	2,489	174,187,564
(介護給付-老健)	2,000	135,768,367	1,992	130,982,518	1,978	138,295,950	2,065	136,451,522	2,438	172,531,565
(介護給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	3	305,767
(予防給付-老健)	60	2,299,019	52	1,981,552	55	2,116,982	64	2,149,595	48	1,350,232
(予防給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	42,142	343,996,035	36,136	301,168,205	31,076	263,007,435	27,972	217,755,940	24,371	189,217,700
(介護給付)	39,389	321,543,215	33,768	281,699,545	28,730	244,192,065	25,713	200,058,990	23,082	178,829,540
(予防給付)	2,753	22,452,820	2,368	19,468,660	2,346	18,815,370	2,259	17,696,950	1,289	10,388,160
特定施設入居者生活介護	5,579	979,383,832	5,556	959,241,662	5,433	923,422,208	5,309	882,601,490	4,765	797,271,906
(介護給付)	4,785	902,209,530	4,736	875,843,079	4,410	818,875,396	4,247	769,615,942	4,066	726,707,248
(予防給付)	794	77,174,302	820	83,398,583	1,023	104,546,812	1,062	112,985,548	699	70,564,658
福祉用具購入	2,227	68,596,006	2,231	67,991,389	2,157	65,521,217	2,091	60,580,839	2,083	58,059,816
(介護給付)	1,610	52,506,640	1,681	53,350,020	1,588	50,401,731	1,586	47,565,060	1,663	47,311,511
(予防給付)	617	16,089,366	550	14,641,369	569	15,119,486	505	13,015,779	420	10,748,305
住宅改修費	1,742	163,952,571	1,552	144,330,967	1,582	149,808,517	1,518	137,478,021	1,387	128,205,500
(介護給付)	1,089	99,917,198	1,066	98,608,664	1,044	97,388,871	1,008	90,558,000	1,014	91,526,167
(予防給付)	653	64,035,373	486	45,722,303	538	52,419,646	510	46,920,021	373	36,679,333
介護予防支援・居宅介護支援	162,886	1,852,306,237	153,050	1,747,975,481	143,201	1,570,561,421	135,441	1,315,901,256	134,070	1,348,129,394
(居宅介護支援)	110,965	1,616,736,157	107,512	1,541,319,730	99,312	1,373,281,775	93,998	1,135,984,973	103,133	1,211,580,135
(介護予防支援)	51,921	235,570,080	45,538	206,655,751	43,889	197,279,646	41,443	179,916,283	30,937	136,549,259
地域密着型(介護予防)サービス	8,688	1,661,506,682	8,793	1,595,329,822	7,702	1,400,140,643	7,005	1,212,835,267	6,071	982,287,414
(介護給付)	8,659	1,659,598,081	8,745	1,592,462,238	7,671	1,398,534,314	6,946	1,210,703,843	6,016	980,955,935
(予防給付)	29	1,908,601	48	2,867,584	31	1,606,329	59	2,131,424	55	1,331,479
定期巡回・随時対応訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	3	64,701	4	94,176
認知症対応型通所介護	3,035	296,567,997	3,095	305,639,815	3,220	316,952,879	3,385	344,478,173	3,312	316,726,567
(介護給付)	3,029	296,447,368	3,076	305,073,896	3,189	316,178,009	3,329	342,814,484	3,257	315,395,088
(予防給付)	6	120,629	19	565,919	27	773,870	57	1,663,689	55	1,331,479
小規模多機能型居宅介護	859	174,785,559	787	154,799,650	611	123,008,825	508	100,908,291	262	52,105,908
(介護給付)	836	172,997,587	758	152,497,985	611	123,008,825	508	100,908,291	262	52,105,908
(予防給付)	23	1,787,972	29	2,301,665	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590	3,384	838,223,662	2,766	690,123,258	2,475	610,700,544
(介護給付)	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590	3,380	837,391,203	2,764	689,655,523	2,475	610,700,544
(予防給付)	0	0	0	0	4	832,459	2	467,735	0	0
地域密着型特定施設	341	67,351,243	306	58,029,403	9	1,307,905	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	526	137,015,800	542	140,385,364	478	120,647,372	343	77,260,844	18	2,660,219
複合型サービス										
地域密着型通所介護										
施設サービス	30,019	7,903,593,365	30,813	8,155,016,345	31,396	8,364,743,391	32,513	8,455,280,319	31,591	8,355,488,225
介護老人福祉施設	15,231	3,805,889,300	15,568	3,895,035,105	15,944	4,013,153,511	16,223	3,920,757,231	15,227	3,770,692,466
介護老人保健施設	13,088	3,466,765,980	13,320	3,543,412,731	12,946	3,440,815,831	12,727	3,204,228,412	12,297	3,079,089,658
介護療養型医療施設	1,700	630,938,085	1,925	716,568,509	2,506	910,774,049	3,563	1,330,294,676	4,067	1,505,706,101
特定入所者介護(予防)サービス費	30,641	898,521,815	30,121	904,414,593	28,942	880,887,833	28,146	848,548,751	26,305	775,712,840
(介護給付)	30,509	897,918,235	29,998	903,652,353	28,816	880,027,183	27,986	847,460,751	26,236	775,198,870
(予防給付)	132	603,580	123	762,240	126	860,650	160	1,088,000	69	513,970
計	616,719	28,377,241,228	577,129	27,446,131,169	538,440	26,153,081,347	513,070	24,742,824,393	497,938	24,185,176,602
(介護給付)	488,817	26,391,631,374	467,326	25,7						

(単位:千円)

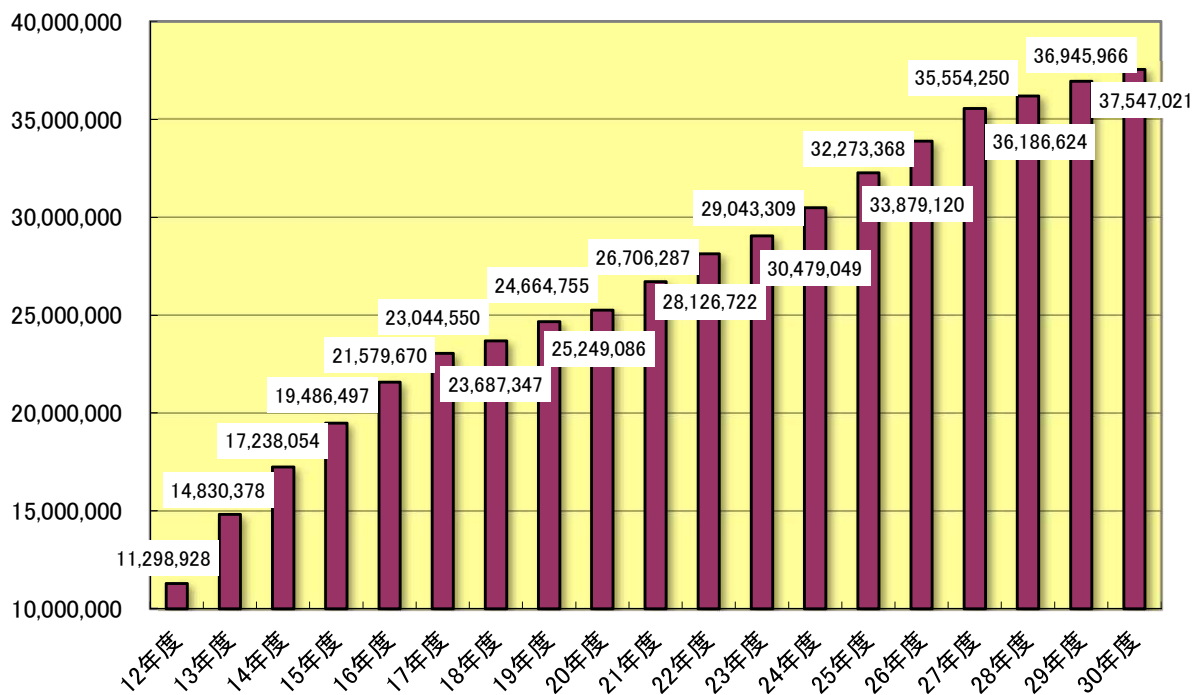
保険給付費 月別推移



(審査月)

(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



4 負担割合証交付状況 (各年度 3月31日現在)

(単位:人)

	1割	2割	3割	合計
28年度	24,691	2,334	-	27,025
29年度A	25,040	2,254	-	27,294
30年度B	26,068	1,330	953	28,351
前年度比B/A	104.1%	59.0%	-	103.9%

※平成30年度の制度改正により、新設

5 減免認定状況

(1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合計	前年度比 B/A
		28年度	第1段階	135	133	11	0	397
	第2段階	258	156	11	7	430	862	
	第3段階	730	438	22	40	1,368	2,598	
	小計	1,123	727	44	47	2,195	4,136	
29年度A	第1段階	163	146	9	0	494	812	120.1%
	第2段階	251	151	9	6	462	879	102.0%
	第3段階	798	421	20	44	1,645	2,928	112.7%
	小計	1,212	718	38	50	2,601	4,619	111.7%
30年度B	第1段階	172	146	5	0	614	937	115.4%
	第2段階	247	128	5	5	491	876	99.7%
	第3段階	820	467	6	38	1,766	3,097	105.8%
	小計	1,239	741	16	43	2,871	4,910	106.3%

※平成28年8月の制度改正により、非課税年金収入も含まれるため2段階から3段階へ多数移行している。

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

	法定	災害	合計
28年度	1	1	2
29年度	0	0	-
30年度	0	3	3

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

(単位:件)

	特定標準負担		合計	前年度比 B/A
	第1段階	第2段階		
28年度	第1段階	1	16	
	第2段階	10		
	第3段階	3		
	課税	2		
29年度A	第1段階	0	14	87.5%
	第2段階	10		
	第3段階	3		
	課税	1		
30年度B	第1段階	0	8	57.1%
	第2段階	6		
	第3段階	2		
	課税	0		

	減免 (本人負担 3~10%)	免除 (本人負担 0%)	合計
28年度	13	3	16
29年度	12	2	14
30年度	7	1	8

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

6 高額介護(予防)サービス費支給状況

			世帯合算	その他	合計	前年度比
28 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	2	18,126	18,128	
		支給額(円)	37,556	176,302,288	176,339,844	
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,772	35,815	37,587	
		支給額(円)	15,835,855	434,221,530	450,057,385	
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	2,074	10,974	13,048	
		支給額(円)	14,674,861	69,964,612	84,639,473	
	第4段階 (上限額: 37,200円)	件数(件)	4,510	4,472	8,982	
		支給額(円)	44,853,641	68,582,608	113,436,249	
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	576	1,560	2,136	
		支給額(円)	8,137,129	25,459,996	33,597,125	
	小計	件数(件)	8,934	70,947	79,881	
		支給額(円)	83,539,042	774,531,034	858,070,076	
29 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)		18,353	18,353	101.2%
		支給額(円)		198,258,425	198,258,425	112.4%
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,844	36,648	38,492	102.4%
		支給額(円)	17,209,053	451,099,347	468,308,400	104.1%
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	2,090	11,920	14,010	107.4%
		支給額(円)	15,702,103	81,843,022	97,545,125	115.2%
	第4段階 (上限額: 37,200円)	件数(件)	4,324	5,669	9,993	111.3%
		支給額(円)	47,858,812	87,876,159	135,734,971	119.7%
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
	小計	件数(件)	8,258	72,590	80,848	101.2%
		支給額(円)	80,769,968	819,076,953	899,846,921	104.9%
30 年度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	28	18,976	19,004	103.5%
		支給額(円)	471,597	192,604,689	193,076,286	97.4%
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件)	1,466	34,752	36,218	94.1%
		支給額(円)	15,198,240	431,277,666	446,475,906	95.3%
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件)	1,698	12,038	13,736	98.0%
		支給額(円)	14,289,645	85,145,833	99,435,478	101.9%
	第4段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	3,365	4,621	7,986	79.9%
		支給額(円)	39,391,266	90,428,569	129,819,835	95.6%
	第5段階 (上限額: 44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
	小計	件数(件)	6,557	70,387	76,944	95.2%
		支給額(円)	69,350,748	799,456,757	868,807,505	96.6%

7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 加入者	その他医療保険 加入者	合計	前年度比
28 年度	件数(件)	103	2,308	0	2,411	75.6%
	支給額(円)	3,914,707	71,060,197	0	74,974,904	73.2%
29 年度	件数(件)	149	5,887	0	6,036	250.4%
	支給額(円)	6,403,392	194,751,474	0	201,154,866	268.3%
30 年度	件数(件)	138	2,654	0	2,792	46.3%
	支給額(円)	5,382,988	82,747,190	0	88,130,178	43.8%

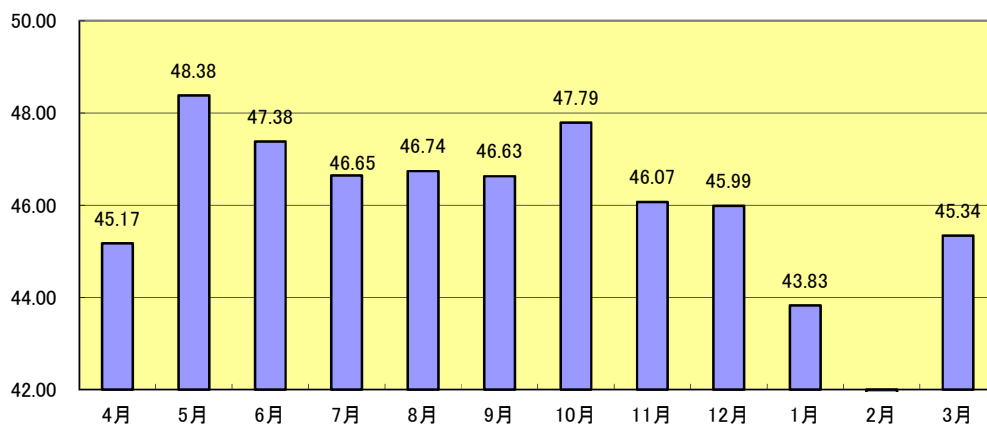
8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	2,802	4,616,916	32.93	2,463	4,461,269	36.20	2,349	4,095,786	34.85
要支援2	10,473	3,612	11,479,958	30.35	3,289	11,130,881	32.31	3,192	10,161,077	30.40
要介護1	16,692	3,631	21,047,811	34.73	3,591	22,965,028	38.31	3,651	22,703,424	37.25
要介護2	19,616	3,886	35,243,007	46.23	3,888	37,560,702	49.25	3,929	37,275,172	48.36
要介護3	26,931	2,289	29,648,971	48.10	2,271	31,188,654	50.99	2,293	31,536,398	51.07
要介護4	30,806	1,669	27,311,645	53.12	1,685	29,332,427	56.51	1,677	27,903,329	54.01
要介護5	36,065	1,167	25,970,672	61.71	1,199	27,524,740	63.65	1,192	27,218,608	63.31
計(平均)	-	19,056	155,318,980	45.17	18,386	164,163,701	48.38	18,283	160,893,794	47.38

	支給限度額 (単位)	7月			8月			9月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	2,260	3,699,802	32.72	2,125	3,261,971	30.68	1,993	2,941,875	29.50
要支援2	10,473	3,090	9,296,482	28.73	2,991	8,511,958	27.17	2,877	7,879,040	26.15
要介護1	16,692	3,708	22,790,418	36.82	3,735	23,374,713	37.49	3,737	22,981,880	36.84
要介護2	19,616	3,984	37,266,028	47.69	3,976	37,204,124	47.70	3,961	37,542,220	48.32
要介護3	26,931	2,337	31,044,943	49.33	2,325	31,882,109	50.92	2,339	31,866,916	50.59
要介護4	30,806	1,709	27,747,307	52.70	1,678	27,305,639	52.82	1,648	27,085,096	53.35
要介護5	36,065	1,197	27,924,849	64.69	1,219	27,628,927	62.85	1,221	27,299,443	61.99
計(平均)	-	18,285	159,769,829	46.65	18,049	159,169,441	46.74	17,776	157,596,470	46.63

(単位: %)

サービス利用率月別推移



* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

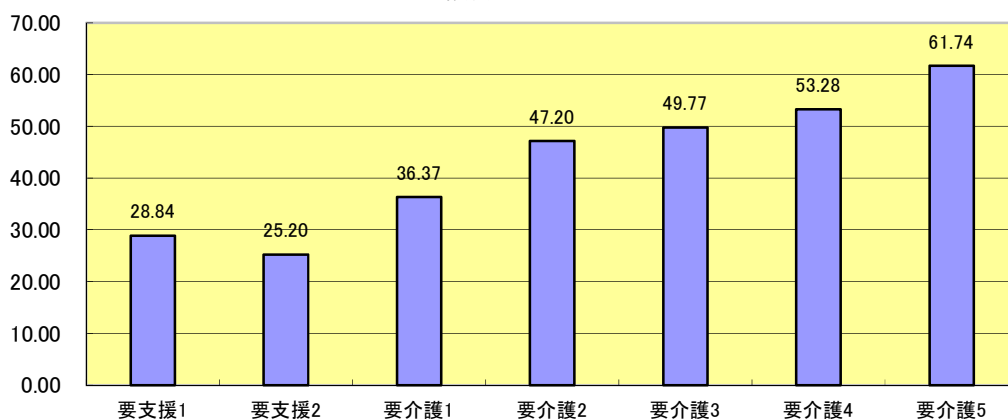
10月			11月			12月			1月		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
1,884	2,565,713	27.22	1,784	2,313,049	25.92	1,705	2,045,170	23.98	1,628	1,775,190	21.80
2,799	7,211,436	24.60	2,718	6,385,997	22.43	2,622	5,726,554	20.85	2,565	5,097,254	18.97
3,731	23,584,116	37.87	3,800	23,096,525	36.41	3,814	22,917,780	36.00	3,800	21,398,053	33.74
3,946	37,484,566	48.43	4,001	37,477,645	47.75	4,028	37,560,242	47.54	4,022	35,183,968	44.60
2,312	32,663,068	52.46	2,335	31,477,586	50.06	2,348	32,246,020	50.99	2,349	30,603,159	48.38
1,625	28,384,083	56.70	1,639	27,251,594	53.97	1,647	27,588,871	54.38	1,650	26,455,094	52.05
1,205	27,828,700	64.04	1,222	27,136,686	61.57	1,228	26,871,342	60.67	1,209	26,337,209	60.40
17,502	159,721,682	47.79	17,499	155,139,082	46.07	17,392	154,955,979	45.99	17,223	146,849,927	43.83

2月			3月			年平均		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
1,488	1,561,621	20.98	1,515	1,291,539	17.04	2,000	2,885,825	28.84
2,477	4,576,124	17.64	2,494	4,215,276	16.14	2,894	7,639,336	25.20
3,800	21,535,725	33.95	3,795	23,561,869	37.20	3,733	22,663,112	36.37
4,023	34,343,079	43.52	4,001	36,919,792	47.04	3,970	36,755,045	47.20
2,376	28,894,483	45.16	2,341	31,083,737	49.30	2,326	31,178,004	49.77
1,745	25,340,437	47.14	1,687	27,585,107	53.08	1,672	27,440,886	53.28
1,280	25,822,019	55.94	1,274	27,893,128	60.71	1,218	27,121,360	61.74
17,189	142,073,488	41.83	17,107	152,550,448	45.34	17,812	155,683,568	45.98

年間累計	
利用者数	単位数
23,996	34,629,901
34,726	91,672,037
44,793	271,957,342
47,645	441,060,545
27,915	374,136,044
20,059	329,290,629
14,613	325,456,323
213,747	1,868,202,821

(単位:%)

年平均 介護度別サービス利用率



9 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	28年度	29年度	30年度
支給件数	6	16	31
支給額(円)	313,045	726,173	1,219,720

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

VI 地域支援事業 1

1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

平成30年度月別支給額(総合事業費)

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,762	143,945,117	8,805	139,461,578	8,934	142,571,220	9,010	143,050,739
訪問型サービス事業	3,034	60,400,802	3,060	55,795,228	3,076	56,109,726	3,090	56,108,938
通所型サービス事業	2,772	69,629,050	2,771	69,655,247	2,863	72,274,082	2,881	72,554,846
介護予防ケアマネジメント事業	2,956	13,915,265	2,974	14,011,103	2,995	14,187,412	3,039	14,386,955
高額介護予防サービス費等相当事業	69	187,985	41	133,883	57	131,738	45	100,816
高額介護(予防)サービス費	50	91,562	35	75,911	50	86,813	43	87,771
高額医療合算介護(予防)サービス費	19	96,423	6	57,972	7	44,925	2	13,045
審査支払手数料	8,753	472,662	8,798	475,092	8,926	482,004	9,003	486,162
合計	17,584	144,605,764	17,644	140,070,553	17,917	143,184,962	18,058	143,637,717

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,016	144,363,348	8,933	142,973,985	9,065	145,241,338	9,134	146,070,336
訪問型サービス事業	3,112	56,684,196	3,064	56,052,029	3,076	56,022,648	3,057	55,416,418
通所型サービス事業	2,900	73,533,311	2,865	72,711,531	2,965	74,948,354	3,031	76,276,023
介護予防ケアマネジメント事業	3,004	14,145,841	3,004	14,210,425	3,024	14,270,336	3,046	14,377,895
高額介護予防サービス費等相当事業	65	132,885	57	111,866	69	125,181	61	157,683
高額介護(予防)サービス費	64	127,172	57	111,866	69	125,181	60	148,811
高額医療合算介護(予防)サービス費	1	5,713	0	0	0	0	1	8,872
審査支払手数料	9,010	486,540	8,926	482,004	9,056	489,024	9,127	492,858
小計	18,091	144,982,773	17,916	143,567,855	18,190	145,855,543	18,322	146,720,877

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,130	145,833,593	9,139	146,116,750	9,006	143,725,745	8,997	143,159,542
訪問型サービス事業	3,102	56,182,556	3,100	56,408,489	3,044	55,467,763	3,042	55,169,038
通所型サービス事業	2,994	75,327,835	3,008	75,412,053	2,951	74,000,732	2,953	73,879,205
介護予防ケアマネジメント事業	3,034	14,323,202	3,031	14,296,208	3,011	14,257,250	3,002	14,111,299
高額介護予防サービス費等相当事業	59	99,976	69	139,410	57	107,275	65	130,664
高額介護(予防)サービス費	59	99,976	69	139,410	57	107,275	64	125,942
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	0	0	0	0	1	4,722
審査支払手数料	9,120	492,480	9,132	493,128	8,995	483,084	8,990	485,460
合計	18,309	146,426,049	18,340	146,749,288	18,058	144,316,104	18,052	143,775,666

	平成30年度合計 A		平成29年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	107,931	1,726,513,291	59,058	960,422,792	182.8%	179.8%
訪問型サービス事業	36,857	675,817,831	18,443	365,698,570	199.8%	184.8%
通所型サービス事業	34,954	880,202,269	20,189	497,280,035	173.1%	177.0%
介護予防ケアマネジメント事業	36,120	170,493,191	20,426	97,444,187	176.8%	175.0%
高額介護予防サービス費等相当事業	714	1,559,442	286	674,787	249.7%	231.1%
高額介護(予防)サービス費	677	1,327,770	286	674,787	236.7%	196.8%
高額医療合算介護(予防)サービス費	37	231,672	0	0	0.0%	0.0%
審査支払手数料	107,836	5,823,144	58,992	2,654,640	182.8%	219.4%
小計	216,481	1,733,895,877	118,336	963,752,219	182.9%	179.9%

(2) 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。

平成30年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	平均年齢	最高(最少)	年 代							
				10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	39	58.5歳	83歳(34歳)	0	0	2	2	4	14	16	1
女	156	55.4歳	87歳(29歳)	0	1	10	18	29	47	45	6
計	195	57歳	88歳(16歳)	0	1	12	20	33	61	61	7

2 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	28年度	29年度	30年度
支給件数	87	47	66
支給額(円)	174,000	94,000	132,000

(2) 介護相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護相談員数 (平成31年3月31日現在) 11人

イ 派遣先 (平成31年3月31日現在)

介護老人福祉施設 21施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 26施設

(単位:件)

	活動件数 合計	活動内容					各年度末	
		面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
28年度	27,663	11,694	15,835	89	13	32	12人	44箇所
29年度	26,755	10,382	16,315	46	1	11	11人	44箇所
30年度	26,075	12,417	13,367	281	5	5	11人	52箇所

(3) 介護給付適正化事業

利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランの点検・介護保険と医療情報等の点検を行う。

なお、本市においてはサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加傾向にあるため、当該住宅に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。

(単位:件)

項目	説明	単位	28年度	29年度	30年度
給付費通知の発送	介護保険サービスの利用者に給付実績に係る通知書を発送する。(年1回)	通知件数	20,876	21,359	22,046
ケアプラン点検 (※1)	自立支援に資する適正なケアプランが作成されているか点検する。	点検件数	276	188	342
		指導件数	77	93	228
縦覧点検 (※2)	受給者ごとに複数月の給付実績を確認し、サービスの整合性を点検する。	点検件数	10	30	54
		過誤件数	5	27	48
医療情報との突合 (※3)	医療と介護の重複請求を点検する。	点検件数	96	28	11
		過誤件数	58	18	9

※1 ケアプラン点検には高齢者向け住まいのケアプラン点検(平成30年度より実施)件数を含む。

※2 縦覧点検は初回加算及び居宅療養管理指導の点検を実施。

※3 医療情報との突合は福祉用具貸与の点検を実施。

VII 地域支援事業 2

1 介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき健康づくり事業

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
(委託先: 社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

ア 申込者数

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	2,982	40.7%
女	4,346	59.3%
合計	7,328	100.0%

※平成16年からの申込者総数8,879人(死亡・転出を含む)

(イ) 年度別申込者数

(単位:人)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	累計
男	120	98	149	176	181	168	102	76	127	1,070
女	142	156	170	191	216	278	145	147	197	1,445
合計	262	254	319	367	397	446	247	223	324	2,515

(ウ) 月別内訳(平成30年度)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	11	7	34	4	2	10	12	14	17	7	3	6	127
女	10	38	42	5	4	11	3	27	31	8	11	7	197
合計	21	45	76	9	6	21	15	41	48	15	14	13	324

(エ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	133	287	420	5.7%
80~89歳	1,401	1,922	3,323	45.3%
70~79歳	1,282	1,905	3,187	43.5%
65~69歳	166	232	398	5.4%
合計	2,982	4,346	7,328	100.0%
構成比	40.7%	59.3%	100.0%	-

イ 達成者数

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		男	女	男	女		
(記念品: 帽子)	100万歩 達成者	90歳以上	261	259	520	11.2%	
	80~89歳	1,102	1,023	2,125	45.7%		
	70~79歳	918	915	1,833	39.4%		
	65~69歳	89	80	169	3.6%		
	合計	2,370	2,277	4,647	100.0%		
構成比	51.0%	49.0%	100.0%	-			

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		男	女	男	女		
(記念品: ウインド ブレー カー)	200万歩 達成者	90歳以上	206	170	376	9.9%	
	80~89歳	933	797	1,730	45.4%		
	70~79歳	800	773	1,573	41.3%		
	65~69歳	74	58	132	3.5%		
	合計	2,013	1,798	3,811	100.0%		
構成比	52.8%	47.2%	100.0%	-			

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		男	女	男	女		
(記念品: ウエスト ポーチ)	500万歩 達成者	90歳以上	114	91	205	8.0%	
	80~89歳	638	475	1,113	43.7%		
	70~79歳	621	528	1,149	45.1%		
	65~69歳	53	27	80	3.1%		
	合計	1,426	1,121	2,547	100.0%		
構成比	56.0%	44.0%	100.0%	-			

(単位:人)

		男		女		合計	構成比
		男	女	男	女		
(記念品: リュック サック)	1000万歩 達成者	90歳以上	77	52	129	7.2%	
	80~89歳	495	319	814	45.4%		
	70~79歳	477	348	825	46.0%		
	65~69歳	17	7	24	1.3%		
	合計	1,066	726	1,792	100.0%		
構成比	59.5%	40.5%	100.0%	-			

(年齢はH30年度末時点。なお死亡、転出者は除く)

② 栄養・口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室（講話、お口の体操、調理実習等）を実施する。

（単位：回数（回）、人数（人））

		29年度	30年度
研修会（管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等）	開催回数	16	25
	延参加者数	315	592
介護予防教室 「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	18
		延参加者数	281
	出前講座	開催回数	64
		延参加者数	1,422

※H13～H28年度までは「高齢者食生活改善事業」として実施。

【H28実績（参照）】①健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修（18回、414人）

②介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発する講習会（27回、678人）

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		28年度	29年度	30年度
広報紙：介護保険だより（介護予防版）	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	1月	1月	1月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

（単位：団体数（団体）、人数（人））

		28年度	29年度	30年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	80	115	137
	登録者数	1654	2385	3,128

イ いきいき百歳体操交流会の実施

代表者会 9月11日（火）参加者 126人

連絡会 3月16日（土）参加者 66人

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実を図る。

		29年度	30年度
週一回以上の定期的な活動を行う 高齢者ふれあいサロン	サロン数	74	94
	登録者数	1,623	2,379

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段: 名称 下段: 運営法人名	上段: 住所(尼崎市) 下段: 職員の定数及び職種
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター (福)ほがらか会	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター 尼崎医療生活協同組合	神田中通9-291 ナニワ診療所 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター (福)きらくえん	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター (医)中央会	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター (福)サンシャイン	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成 内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター (福)平成会	浜田町4-5 ショッピングセンター 2F 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター (福)あかね	大西町3-17-18 ~あなたの街の相談室~介護と医療の窓口内 定数8名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター (福)みなみの	富松町3-3-6 デイサービスセンター 南野の庭 内 定数8名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター (福)きらくえん	南武庫之荘1-25-18 阪急武庫之荘駅 南西 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター (福)真澄会	武庫元町1-26-3 武庫西生涯学習プラザ 南西 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター (福)阪神共同福祉会	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑 南西 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター (福)田能老人福祉会	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑 内 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)

※保健師等の等は、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護師

※平成31年4月1日現在

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談実績

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
総合相談	1,642	646	2,117	2,357	1,924	1,298
権利擁護	147	131	537	456	319	571
合計	1,789	777	2,654	2,813	2,243	1,869

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
総合相談	2,678	3,067	742	3,998	3,767	3,391	27,627
権利擁護	501	398	168	579	327	349	4,483
合計	3,179	3,465	910	4,577	4,094	3,740	32,110

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

- ア 行政機関(保健福祉センター、保健所、担当課等)、病院等関係機関と連携
社会福祉協議会との連携強化、日常生活圏域ごとの地域資源情報の共有及び市ホームページでの公開
- イ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ウ 介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域包括ケアの総合的な活動推進
- エ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりと、地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

- ア 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた援助
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 介護支援介護専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や地域資源の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

- ・ 課題解決型
- ・ 開催回数 83回
- ・ 内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。

- ・ 気付き(自立)支援型【モデル実施】
- ・ 開催回数 30回(54ケース検討)
- ・ 内容 介護保険の理念に基づき、高齢者の自立支援及び生活の質(QOL)の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護を提供するために、多職種連携による事例の検討を実施した。

イ 代表者会の開催

- ・ 開催回数 3回
- ・ 内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討した。

(4) 生活支援サービス体制整備

生活支援コーディネーターを配置するなどにより、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制の推進を図る。

- ① 配置人数 6人
- ② 配置先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績

・市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 ・担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業	開催回数	144
	参加者数	5,577
	訪問型見守り活動	31
・地域福祉活動(見守り活動を含む)の立ち上げ支援 ・地域福祉活動グループの組織化及び活動支援	集いの場・介護予防	65
	生活支援活動	24
	その他	95
	開催回数	109
・地域福祉のネットワーク形成に向けた支援	参加団体・者数	1,580

- ④ 地域における定期的な情報共有及び連携強化の場(協議体)の設置及び運営
 - ・生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが連携し、介護保険制度に規定された各地区の協議体を6地区すべてで設置した。

(5) 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

① 医療・介護連携協議会における取組(コアメンバーワーキングを含めて全13回開催)

ア 人づくり

- ・在宅医療介護塾の開催(3回)
- ・事例検討会(研修会)の開催(6回)
- ・事例発表会の開催(1回)

イ ものづくり

- ・多職種連携ファイルの運用開始
- ・入退院調整ルールのブラッシュアップ
- ・在宅医療機能マップシステムの運用検討

ウ 市民の意識づくり

- ・学生を巻き込んだ地域住民向けワークショップの開催(1回)
- ・提案型協働事業による地域団体とのフォーラム等の開催(4回)
- ・協議会委員等による出前講座の実施(15回)
- ・講演会やフォーラム等での周知(5回)

(6) 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日 平成26年8月4日

イ 組織

- ・構成員数 11人以内（平成30年3月31日現在 10人）
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 平成30年度開催回数 3回(6月14日、10月30日、1月30日)

② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター(12ヶ所)に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。認知症相談 3,350件(平成30年度)

③ 認知症ケアネット作成

ア 各地域包括支援センターと社会福祉協議会各支部で日常生活圏ごとに地域資源情報を共有し、認知症の状態に応じて利用できる資源情報を相談時に活用できるよう整理。尼崎市版として市ホームページで公開。

イ 早期発見と支援につなぐため「もの忘れ気づきのチェックシート(相談窓口も掲載)」を作成し配布

ウ 認知症に関する不安や心配を抱える市民対象に認知症に関する地域のさまざまな情報を盛り込んだ「尼崎市認知症あんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

(単位:人)

年度	28年度	29年度	30年度
相談人数	10	22	17

イ 家族のための認知症基礎講座

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	28年度	29年度	30年度
開催回数	6	6	6
参加者数	32	38	51

エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者サポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

(単位:人)

年度	28年度	29年度	30年度
受講者数	2,492	2,741	3,000
開催回数	104回	115回	117回

延受講者数 16,519人(29年度末)

⑤ キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を増やすため、サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。(H30年12月5日開催 40名養成 合計市内217名)

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

(SOSネットワーク登録者数 475人 H30年度)

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	28年度	29年度	30年度
人数	0	0	0

(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	143	1,528	1,671
久々知	22			56	1,054	1,110
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	733	26,087	26,820
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	230	1,641	1,871
今福	30			304	2,215	2,519
金楽寺※	32			358	2,122	2,480
潮江	60			570	3,074	3,644
道意	30	1	(福)サンシャイン	2,025	4,378	6,403
築地北	30	1	(福)ほがらか会	1,247	3,102	4,349
合計	534	11		5,666	45,201	50,867

(3) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:1台7,000円(税抜)を市が負担)(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	28年度	29年度	30年度
人数	38	26	33

(4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	28年度	29年度	30年度
年度末入居者数	10	13	15

(5) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用者数(件)	1,765	1,430	1,090
配食総数(食)	25,939	20,941	16,343

(6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	28年度	29年度	30年度
相談件数	62	68	54

※助成件数

(7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	28年度	29年度	30年度
支給件数(件)	2,748	2,637	2,514
支給額(円)	10,734,456	10,228,892	10,112,953

(8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:件)

年度	28年度	29年度	30年度
配布者数	78	13	23

(9) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	28年度	29年度	30年度
申立件数	16	18	22
助成件数	57	69	106

(10) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	28年度	29年度	30年度
発生件数	4	3	12
保護延日数	42	30	115

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行

(11) 権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

(単位:件)

年度	28年度	29年度	30年度
高齢者相談件数	580	717	745

VIII その他

1 広報活動

- (1) パンフレットの作成・配布 【平成30年4月～平成31年3月】
- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布
- (2) 保険料のしおり
【保険料決定通知書に同封、平成27年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】
- (3) 介護保険だよりの発行 【平成30年6月、平成31年1月発行】
- | | |
|-------------------|-------------------|
| 平成30年6月 | 平成31年1月 |
| 229,000部発行配布 | 229,000部発行配布 |
| 市内一円戸別配布 224,870部 | 市内一円戸別配布 222,425部 |
| 公共施設窓口設置 4,130部 | 公共施設窓口設置 6,575部 |
- ・ 点字版・CD版の作成・配付
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置
- (4) 市報あまがさきへの掲載
- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
 - ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について
 - ・ 7月号 介護保険法の改正について
- (5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	12	485
その他講座等	-	-
合 計	12	485

- (6) ホームページへの掲載
- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

2 苦情相談件数 ※対応困難事例のみ

項 目	件 数
要介護認定に関するもの	2
サービスの質・量に関するもの	25
サービス事業所に関するもの	51
ケアマネ及びケアプランに関するもの	25
介護事故の対応等に関するもの	1
その他	16
合 計	120

3 尼崎市内 介護保険事業所・施設数

(1)介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	28年度	29年度	30年度
ア	居宅介護支援	244	233	213
	訪問介護	302	298	284
	訪問入浴介護	8	6	6
	訪問看護	58	62	61
	訪問リハビリテーション	5	5	5
	居宅療養管理指導	6	6	0
	通所介護	87	86	84
	通所リハビリテーション	12	12	12
	短期入所生活介護	26	26	27
	短期入所療養介護	12	13	13
	特定施設入居者生活介護	9	9	10
	福祉用具貸与	37	34	31
	特定福祉用具販売	34	32	29
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	4	4
	夜間対応型訪問介護	0	1	1
	地域密着型通所介護	103	97	95
	認知症対応型通所介護	14	15	14
	小規模多機能型居宅介護	13	15	16
	認知症対応型共同生活介護	25	26	26
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	3
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	2	2	2
ウ	介護老人福祉施設	21	21	22
	介護老人保健施設	12	13	13
	介護療養型医療施設	0	0	0
合 計		1,038	1,021	973

※1 事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。

※2 区分アは居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。

※3 平成28年度以降の数値は、それぞれ翌年度の6月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

(2)市内の介護保険施設(平成31年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	55
2	中央	特別養護老人ホームはなみずき	西難波町5丁目12-1	100
3	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	105
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	60
6	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	100
8	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
9	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
10	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
11	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	55
12	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
13	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
14	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	70
15	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
16	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	54
17	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	50
18	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
19	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	50
20	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
21	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	80
22	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
3	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	介護老人保健施設はくほう	昭和通2丁目12-8	100
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
5	中央	介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
6	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
7	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
8	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
9	立花	医療法人尼崎厚生会(財団)立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
10	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
11	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
12	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
13	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	50
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
3	小田	ウエルハウス尼崎Ⅱ番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
4	小田	パストラール尼崎	潮江1丁目10-2	174
5	大庄	介護付有料老人ホームラウレート武庫川	武庫川町1丁目9	45
6	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン塚口	塚口本町1丁目30-1	100
7	武庫	そんぼの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
8	園田	そんぼの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
9	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
10	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレート	武庫川町1-8	29

(3)市内の地域密着型サービス事業所(平成31年3月31日現在)

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ (2)に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	小田	小規模多機能型居宅介護園田苑	善法寺町10-3(2階)SAドーム	24
3	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	29
4	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
5	小田	セントケア小規模多機能尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	29
6	大庄	小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	9
7	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一步』	大庄北3丁目14-27	29
8	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
9	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎大島・小規模多機能	大島1丁目10-1	24
10	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	29
11	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	24
12	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
13	武庫	愛・コミュニティホーム尼崎武庫之荘	南武庫之荘4丁目9-6	29
14	武庫	パンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	29
15	武庫	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵武庫之荘	武庫之荘8丁目13-1	29
16	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼの建家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンブラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
12	立花	シニアケア塚口	南塚口町8丁目3-15	18
13	立花	シニアケアサザン塚口	南塚口町8丁目3-21	18
14	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
15	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
16	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
17	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
18	武庫	グループホームこころあい武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
19	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
20	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
21	武庫	グループホームきらら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	18
22	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	18
23	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
24	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
25	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
26	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

4 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1)設置年月日 平成26年4月1日

(2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会（以下「部会」という）を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 20人以内（平成31年3月31日現在 17人）
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
 - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
 - ③ 地域における福祉関係者
 - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
 - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5)平成30年度開催回数

運営部会 3回（平成30年6月25日、平成30年11月12日、平成31年2月22日）

(6)地域包括支援センターについて

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

5 尼崎市地域密着型サービス運営部会

(1) 設置年月日

平成26年4月1日

(2) 設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営部会(以下「部会」という。)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス運営委員会」を、平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 14人 (平成31年3月31日現在)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会に属する委員(専門委員及び臨時委員を含む。)で組織する。

(4) 所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

(5) 平成30年度開催回数

1回 (平成30年8月27日)

6 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会

(1) 設置年月日

平成25年10月9日

(2) 設置目的

尼崎市介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス事業者(介護予防を含む。以下「事業者」という。))の指定を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

本委員会は、平成19年8月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会」を、平成25年10月9日から、市長の付属機関として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 5人以内 (平成31年3月31日現在 5人)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(4) 所掌事項

- ① 事業者の募集に係る条件等に関すること
- ② 事業者選定の基準を策定すること
- ③ 事業者の審査を行うこと
- ④ ②による選定の基準に基づき審査し、最適な事業者を選定し、市長に意見を述べること
- ⑤ その他事業者の選定に係る必要な事項を決定すること

(5) 平成31年度開催回数

1回 (平成31年2月25日)

7 在宅医療・介護連携推進部会

(1) 設置年月日

平成28年4月1日

(2) 設置目的

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する仕組みを構築していくにあたり、本市の実態や専門的な見地、現場体験等を踏まえた審議を行う部会として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 19人以内 (平成31年3月31日現在 19人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 医療関係団体 13団体
 - ② 福祉関係団体 5団体
 - ③ 学識経験者 1人

(4) 所掌事項

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(5) 平成30年度開催回数

3回(平成30年7月26日、平成30年10月11日、平成31年2月14日)

8 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

141事業者(平成30年5月21日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
平成30年 5月21日	総会	平成29年度事業報告・決算報告・会計監査報告 平成30年度事業計画及び予算について
	第1回 全体研修会	【講 義】「医療と介護の連携」 参加人数:217人 テーマ①【あまつなぎの役割】 ～ 医療との連携で困ったときはあまつなぎ ～ 講 師 尼崎市医療・介護連携支援センターあまつなぎ 主任コーディネーター 小林 優子 氏ほか テーマ②【入退院調整シートの改訂及び本市の認知症施策について】 講 師 健康福祉部包括支援担当課 課長 寺沢 元芳 氏
平成30年 7月24日	第2回 全体研修会	【講 義】 参加人数:171人 テーマ「共生型連携について～障害と介護の共生型ケアの必要性」 講 師 西宮すなご医療センター 相談支援専門員 神谷 宜 氏
平成30年 10月22日	第3回 全体研修会	【講 義】 参加人数:143人 テーマ「ケアマネジャーの資質向上のために」 講 師 あたご研究所 後藤 佳苗 氏
平成30年 11月26日	第4回 全体研修会	【講義】 参加人数:167人 テーマ 第3期地域福祉福祉計画、高齢者住宅入居者のケアプラン作成 講 師 福 祉 課 課長 高橋 健二 氏 介護保険事業担当課 係長 中島 佐津紀 氏
平成30年 12月6日	名刺交換会 情報交換会	介護サービス事業者や医療介護連携部会員との意見交換会・懇親会 の開催
平成31年 2月5日	第5回 全体研修会	【講 義】 参加人数:191人 テーマ「いざというときのために ～緊急時に必要な防災の知識～」 ～ 未曾有の災害から得たもの ～ 講 師 南三陸町 高橋 晶子 氏

その他

<幹事会(役員会)の開催>

9回

Ⅸ 財政・条例等

1 財政

(歳入) (単位：円)

款 項 目	28決算	29決算	30当初予算	30決算見込	令和元年当初予算
04 介護保険料	8,187,385,956	8,303,813,727	8,941,189,000	9,075,111,158	8,706,098,000
05 介護保険料	8,187,385,956	8,303,813,727	8,941,189,000	9,075,111,158	8,706,098,000
05 第1号被保険者保険料	8,187,385,956	8,303,813,727	8,941,189,000	9,075,111,158	8,706,098,000
35 使用料及び手数料	900,880	923,600	857,000	874,080	843,000
10 手数料	900,880	923,600	857,000	874,080	843,000
05 手数料	900,880	923,600	857,000	874,080	843,000
40 国庫支出金	9,669,537,753	9,756,734,266	10,067,820,000	10,150,936,923	10,090,744,000
05 国庫負担金	7,382,620,712	7,008,974,775	7,200,558,000	7,125,945,828	7,330,840,000
10 介護給付費負担金	7,382,620,712	7,008,974,775	7,200,558,000	7,125,945,828	7,330,840,000
10 国庫補助金	2,286,917,041	2,747,759,491	2,867,262,000	3,024,991,095	2,759,904,000
10 調整交付金	2,094,919,000	2,275,261,000	2,196,743,000	2,313,196,000	2,132,786,000
25 地域支援事業交付金	191,998,041	466,062,491	667,295,000	624,471,095	627,118,000
30 介護保険事業費補助金	0	6,436,000	3,224,000	87,324,000	0
41 支払基金交付金	10,234,330,000	10,674,150,605	11,012,416,000	10,753,589,278	11,207,142,000
05 支払基金交付金	10,234,330,000	10,674,150,605	11,012,416,000	10,753,589,278	11,207,142,000
05 介護給付費交付金	10,231,257,000	10,412,631,000	10,460,845,000	10,254,182,000	10,682,608,000
10 地域支援事業交付金	3,073,000	261,519,605	551,571,000	499,407,278	524,534,000
45 県支出金	5,219,364,000	5,387,672,000	5,787,970,000	5,649,666,000	5,890,209,000
05 県負担金	5,114,941,000	5,142,910,000	5,391,201,000	5,306,304,000	5,528,082,000
05 介護給付費負担金	5,114,941,000	5,142,910,000	5,391,201,000	5,306,304,000	5,528,082,000
10 県補助金	104,423,000	244,762,000	396,769,000	343,362,000	362,127,000
05 地域支援事業交付金	104,423,000	244,762,000	396,769,000	343,362,000	362,127,000
50 財産収入	3,415,098	3,114,808	4,471,000	4,458,288	4,956,000
05 財産運用収入	3,415,098	3,114,808	4,471,000	4,458,288	4,956,000
10 利子及び配当金	3,415,098	3,114,808	4,471,000	4,458,288	4,956,000
60 繰入金	5,505,756,304	5,773,987,949	6,468,357,000	5,987,970,556	7,077,972,000
05 他会計繰入金	5,505,756,304	5,773,987,949	6,219,774,000	5,987,970,556	6,583,977,000
05 他会計繰入金	5,505,756,304	5,773,987,949	6,219,774,000	5,987,970,556	6,583,977,000
10 基金繰入金	0	0	248,583,000	0	493,995,000
10 介護給付費準備基金繰入金	0	0	248,583,000	0	493,995,000
65 繰越金	712,422,273	1,385,593,009	1,000	602,663,126	1,000
05 繰越金	712,422,273	1,385,593,009	1,000	602,663,126	1,000
05 繰越金	712,422,273	1,385,593,009	1,000	602,663,126	1,000
70 諸収入	8,950,010	10,178,802	3,047,000	82,993,314	4,040,000
05 延滞金、及び過料	603,500	924,410	451,000	949,920	563,000
05 第1号被保険者延滞金	603,500	924,410	451,000	949,920	563,000
30 雑入	8,346,510	9,254,392	2,596,000	82,043,394	3,477,000
05 滞納処分費	0	0	1,000	0	1,000
10 第三者納付金	1,623,950	737,708	1,339,000	6,716,920	1,334,000
15 返納金	4,963,977	700,000	1,000	73,174,541	700,000
20 雑入	1,758,583	7,816,684	1,255,000	2,151,933	1,442,000
合 計	39,542,062,274	41,296,168,766	42,286,128,000	42,308,262,723	42,982,005,000

対前年度比 1.05 1.04 1.02 1.00 1.02

(歳出) (単位：円)

款 項 目	28決算	29決算	30当初予算	30決算見込	令和元年当初予算
05 総務費	769,248,255	821,310,712	880,441,000	844,177,950	829,474,000
05 総務管理費	769,248,255	821,310,712	880,441,000	844,177,950	829,474,000
05 一般管理費	483,024,845	530,965,079	571,934,000	582,636,191	534,200,000
10 連合会負担金	2,289,726	2,323,404	2,354,000	2,344,302	2,353,000
15 賦課徴収費	27,863,667	27,275,798	32,565,000	27,177,593	31,683,000
20 介護認定費	256,070,017	260,746,431	273,588,000	232,019,864	261,238,000
10 保険給付費	36,186,623,202	36,945,965,640	38,745,215,000	37,645,154,603	39,567,253,000
05 介護サービス等諸費	35,253,578,222	35,845,046,602	37,620,476,000	36,597,356,672	38,379,288,000
05 介護サービス等給付費	35,218,520,027	35,811,264,112	37,575,617,000	36,557,696,966	38,337,693,000
10 審査支払手数料	35,058,195	33,782,490	44,859,000	39,659,706	41,595,000
10 高額介護サービス費	933,044,980	1,100,919,038	1,124,739,000	1,047,797,931	1,187,965,000
05 高額介護サービス費	933,044,980	1,100,919,038	1,124,739,000	1,047,797,931	1,187,965,000
17 地域支援事業費	525,235,976	1,530,557,176	2,642,049,000	2,341,927,717	2,563,264,000
05 地域支援事業費	525,235,976	1,530,557,176	2,642,049,000	2,341,927,717	2,563,264,000
05 介護予防事業費(H29～日常生活支援総合事業)	11,009,302	982,647,422	2,042,856,000	1,756,411,346	1,942,722,000
10 包括的支援等事業費	514,226,674	547,909,754	599,193,000	585,516,371	620,542,000
25 基金積立金	350,636,098	538,868,808	4,471,000	194,571,537	4,956,000
05 基金積立金	350,636,098	538,868,808	4,471,000	194,571,537	4,956,000
05 介護給付費準備基金積立金	350,636,098	538,868,808	4,471,000	194,571,537	4,956,000
60 諸支出金	324,725,734	856,803,304	12,952,000	284,349,155	16,058,000
10 諸費	324,725,734	856,803,304	12,952,000	284,349,155	16,058,000
10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	324,725,734	856,803,304	12,952,000	284,349,155	16,058,000
65 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	38,156,469,265	40,693,505,640	42,286,128,000	41,310,180,962	42,982,005,000

対前年度比 1.03 1.07 1.04 1.02 1.02

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)	1,385,593,009	602,663,126		998,081,761	
-------------	---------------	-------------	--	-------------	--

(3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	28年度	29年度	30年度
前年度末基金残高	898,709,904	1,249,346,002	1,788,214,810
基金積立額合計	350,636,098	538,868,808	194,571,537
保険料積立額	347,221,000	535,754,000	190,113,249
運用収入積立額	3,415,098	3,114,808	4,458,288
基金取崩額	0	0	0
年度末基金残高	1,249,346,002	1,788,214,810	1,982,786,347

2 条例等

(1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

(平29条例14・追加)

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)

第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第4条 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(保険料率)

第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 38,472円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 52,707円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 57,708円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 69,250円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,944円
- (6) 次のいずれかに該当する者 92,333円

ア 合計所得金額(令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同

じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 100,027円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 115,416円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,805円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 140,423円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 150,041円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 159,659円

ア 合計所得金額が800万円以上1000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 169,277円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 178,895円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。

3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を適用する。

(平29条例14・旧第5条繰下・一部改正)

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。))において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保

険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第8条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(平29条例14・旧第7条繰下)

(保険料の減免等)

第9条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(平29条例14・旧第8条繰下)

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第11条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上)

(指定事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上)

(手数料の減免等)

第14条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条繰上・一部改正)

(罰則)

第15条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

第16条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

第18条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

第19条 第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第20条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平27条例25・追加、平29条例14・一部改正)

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円

(平27条例25・旧第3項繰下)

5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平27条例25・旧第4項繰下)

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 平成12年10月1日から同月31日まで
第2期 平成12年11月1日から同月30日まで
第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで
第4期 平成13年1月4日から同月31日まで
第5期 平成13年2月1日から同月28日まで
第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平27条例25・旧第5項繰下)

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平27条例25・旧第6項繰下)

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(平27条例25・旧第7項繰下)

- 9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額
- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に

当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平27条例25・旧第8項繰下)

(平成18年度における保険料率の特例)

10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

11 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

(2) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

(3) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

12 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

13 第4条第9号に該当する第1号被保険者であつて、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

14 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

15 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正)

付 則(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定 公布の日の翌日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1) 平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する

第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

- 3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2

(平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正)

種別	手数料

1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第3

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円

別表第4

(平29条例14・追加)

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき 14,000円
2 指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき 7,000円

(2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス(法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の10分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知

書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条 条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

(1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不相当であると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平23規則27・旧第16条線下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平27規則21・旧附則・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

(平27規則21・追加)

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

付 則(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(平23規則27・追加)

別記様式
(表面)

第 号	介護保険徴収職員証	↑ 5.2 セ ン チ メ ー ト ル ↓
	所属 氏名 平成 年 月 日 尼 崎 市 長 印	
顔写真		
←————— 7.4センチメートル —————→		

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

○尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

改正 平成25年3月7日条例第14号 平成26年12月19日条例第48号

平成28年10月6日条例第50号 平成30年10月15日条例第48号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(平30条例48・一部改正)

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。

- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。
- 9 指定居宅サービス事業者等（規則で定める事業のいずれかに該当する事業（以下「特定事業」という。）を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。）は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業（以下「特定風俗営業」という。）に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技（以下「対象遊技」という。）を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨（物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。）を利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画（規則で定める事業にあっては、規則で定める計画）において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス（対象遊技を提供するものに限る。）を提供してはならない。
- 12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設（利用者が容易に見ることができ部分に限る。以下この項において同じ。）の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗

営業を連想させるものとしてはならない。

- 1 3 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(平25条例14・平26条例48・平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

- 3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第6条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」とい

う。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条線下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条線下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条線下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条

第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業（規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

（平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正）

（法第79条第2項第1号の条例で定める者）

第11条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（平26条例48・追加）

（法第86条第1項の条例で定める数）

第12条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30以上とする。

（平26条例48・旧第9条繰下）

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準）

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）

（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人（市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下）」と、省令第37条第2項（省令第49条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・一部改正）

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平30条例48・追加)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正、平30条例48・旧第15条繰下)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第17条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正、平30条例48・旧第16条繰下)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第18条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正、平30条例48・旧第17条繰下・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第19条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第18条繰下)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第20条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者
- (3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに

限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第19条繰下・一部改正)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付 則 (平成30年10月15日条例第48号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表

(平26条例48・追加、平30条例48・一部改正)

センターが担当する区域内に居住する 第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第20条第2項第1号から第3号までに掲げる者（以下「保健師等」という。）のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人

